

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成17年11月14日

議 会 事 務 局

目 次

建設常任委員会

11月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
補足説明（土木下水道部長、都市整備部長）	
質疑（藤浦委員、野原委員、原田委員）	
散会の宣告	57

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成17年11月14日（月）午前10時 開会
午後 3時52分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 木村勝彦 委員 藤浦雅彦
委員 原田平 委員 野原修

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 岩田延弘 同部次長兼都市計画課長 栗屋保英
同部参事兼建築指導課長 中谷久夫 都市計画課参事 渡場修一
まちづくり支援課長 土井正治 同課参事 山本莊一 建築住宅課長 長野俊郎
土木下水道部長 山脇智 同部次長兼下水道管理課長 宮川茂行
同部参事兼公園みどり課長 野畑一雄 同部参事兼道路課長 藤井義己
公園みどり課参事 勝松男 交通対策課長 水田和男
下水道業務課長 石川裕司 下水道管理課参事 山口繁
下水道整備課長 渡辺勝彦
水道部長 池田三紀夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 湯原正治

1. 審査案件（審査順）

認定第1号 平成16年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 平成16年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第2号 平成16年度摂津市水道事業会計決算認定の件

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。時節柄、何かとご多忙の折、本日は建設常任委員会を開催いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、平成16年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分ほか2件についてご審査を賜るわけでございますが、どうか慎重審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私は一たん退席をさせていただきますが、在庁いたしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。開会に当たりまして、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、木村委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

山脇部長。

○山脇土木下水道部長 それでは、認定第1号、平成16年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、土木下水道部にかかわる部分につきまして、目を追って主な

ものについて補足説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料、節3、クリーンセンター使用料は、関西電力の電柱の占用料でございます。目4、土木使用料、節1、道路使用料は、関西電力ほか32件の道路占用料でございます。節3、公園使用料は、関西電力ほか4件の公園占用料でございます。節4、駐車場使用料は千里丘第1、第2、フォルテ摂津、摂津駅及び南摂津駅の各自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料は千里丘第1自転車駐車場並びに正雀駅南第1自転車駐車場敷地内の関電柱の使用料でございます。

38ページ、項2、手数料、目1、節1、総務手数料のうち、下から2行目の諸証明手数料は道路幅員証明52件の手数料でございます。目2、衛生手数料、節5、し尿処理手数料は、し尿処理、浄化槽汚泥処分、浄化槽清掃業許可申請及び一般廃棄物収集運搬業許可申請に係る手数料でございます。目3、農林水産業手数料、節2、明示手数料は、水路敷地境界明示17件の手数料でございます。目4、土木手数料、節1、明示手数料のうち、上から1行目、道路敷地境界明示等91件の手数料と、その下、3行目の公園明示2件の手数料でございます。

42ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金、節1、交通対策費補助金は、千里丘三島線交差点改良工事の補助金を受けたもので、補助率は基本事業費に対し10分の5.5でございます。

46ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目4、土木費府負担金、節1、

土木管理費負担金は、大阪府が行う阪急京都線、正音寺踏切道拡幅工事に伴う乙の辻踏切道通行制限措置工事負担金でございます。

52ページ、項3、委託金、目3、土木費委託金、節1、土木管理費委託金は、大阪府からの河川環境整備工事委託金と、鶴野橋ほかポンプ管理委託金並びに自転車等移動保管業務委託金でございます。

54ページ、款17、寄附金、項1、目1、節1、寄附金は、上から2行目の緑化事業寄附金で、2件の寄附を受けたものでございます。

66ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入、節1、雑収入で、当部に関係いたしますものは上から1行目の公園みどり課、みどりの募金に係る助成金と、その下、道路課、路上放棄車処理協力金と、その下、踏荒し整地料と、その下、損害賠償保険金は、道路管理瑕疵事故に伴う全国市有物件災害共済会の保険金でございます。その下、交通対策課、自転車等移動保管料と、その下の自転車等鉄屑処分金と、その下の管理費返還金でございます。その下、下水道整備課、踏荒し整地料でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

160ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目1、清掃総務費、節7、賃金では、下水道業務課のし尿及び浄化槽汚泥の処理業務に係るアルバイト賃金でございます。

164ページ、目3、し尿処理費につきましては、その執行率83.0%でございます。詳細につきましては決算概要の90ページから91ページに記載いたしております。主な内容といたしまして、節11、需用費のクリーンセンターの維持に係る修繕料等でございます。節13、

委託料では、し尿収集運搬委託料ほかクリーンセンター内施設の維持管理業務に係ります委託料でございます。

166ページ、節19、負担金、補助及び交付金は吹田市に対する正雀終末処理施設の維持管理負担金及び整備負担金でございます。節22、補償、補填及び賠償金は、平成15年度の公共下水道への切り替えに伴いますくみ取り世帯の減少に対する業者補償でございます。

続きまして、172ページの款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費につきましては、その執行率9.1%

1%でございます。詳細につきましては決算概要の95ページから96ページに記載いたしております。その主な内容といたしましては、節7、賃金で、水路やポンプ場の管理及びしゅんせつ等に係る賃金でございます。節13、委託料では、河原樋及び五久樋ポンプ場の維持管理業務委託料でございます。節15、工事請負費では樋之先水路ネットフェンス設置工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金では、河原樋水路事業ほか3事業の償還金負担金と、神安土地改良区負担金等でございます。

178ページの款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費のうち、その主な内容といたしましては、節13、委託料では土木維持作業業務に係る委託料と節16、原材料費では、土木維持作業に係る縞鋼板等の補修用材料費でございます。

180ページ、節19、負担金、補助及び交付金では、日本道路協会負担金ほか2件と、節28、繰出金では公共下水道事業特別会計への繰り出したものでございます。目2、交通対策費につきましては、執行率98.0%で、詳細につきましては決算概要の100ページから記

載いたしております。その主な内容としたしましては、節11、需用費ではフォルテ摂津自動車駐車場等の光熱水費とカーブミラーの修繕料等でございます。節13、委託料では、交通指導業務委託料ほか9件でございます。節14、使用料及び賃借料では、JR西日本より借地しております千里丘第2自転車駐車場ほか3件の土地借上料でございます。節15、工事請負費では、交通安全対策工事としまして、道路課では道路反射鏡設置工事で、交通対策課では、夜間点滅式交差点鎮設置工事ほか1件でございます。

また、182ページ、自転車駐車場整備工事としまして、南摂津駅前自転車駐車場整備工事ほか1件と、路面表示設置工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金で、その主なものは市内循環バス運行補助金とフォルテ摂津自動車駐車場のフォルテ摂津管理組合に対する共益費等でございます。項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その執行率は90.8%でございます。詳細につきましては、決算概要の104ページから記載いたしております。その主な内容としたしましては、節13、委託料では、道路境界査定委託料と駅前広場管理委託料及びモノレール駅前広場管理委託料等でございます。

184ページ、節14、使用料及び賃借料では、法定外公共物譲与特定事業に伴うOA機器及びソフトのレンタル料等でございます。目2、道路維持費につきましては、その執行率は97.3%でございます。詳細につきましては決算概要の105ページをあわせてご参照願います。その主な内容としたしましては、節11、需用費の修繕料では、道路の維持補修を行ったものでございます。節13、委託料では、街路樹剪定委託業務ほか1

件でございます。節15、工事請負費では、千里丘三島線ほか162路線路面清掃工事ほか8件の維持工事でございます。目3、道路新設改良費につきましては、その執行率93.8%でございます。詳細につきましては決算概要の106ページに記載いたしております。その主な内容としたしましては、節15、工事請負費で安威川右岸線道路改良工事等でございます。目4、交通安全対策費につきましては、その執行率97.1%でございます。詳細につきましては、決算概要の106、107ページに記載いたしております。その主な内容としたしまして節13、委託料では、阪急京都線正音寺踏切道拡幅工事に伴う乙の辻踏切道通行制限措置工事委託でございます。節15、工事請負費では、千里丘三島線交差点改良工事ほか9件でございます。続きまして項3、水路費、目1、排水路費につきましては、その執行率は95.7%でございます。詳細につきましては決算概要の107ページから108ページに記載いたしております。その主な内容としたしましては、186ページ、節11、需用費では、水路ポンプ施設に係る光熱水費及び修繕などでございます。節13、委託料では、味生排水機場ほか市内各ポンプ場の設備保守点検委託や排水管及び水路しゅんせつ委託業務などでございます。節15、工事請負費では、土井垣内水路転落防止柵設置工事ほか1件でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、番田水門内水対策負担金でございます。

188ページ、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費のうち、当部に関係いたします主なものは、節1、報酬のうち、緑化推進嘱託員報酬と、190ページ、節19、負担金、補助及び交付金で

は、191ページ下から2行目の大阪府都市緑化協会負担金から193ページ上から1行目の大阪都市公園協議会負担金で、いずれも公園に関係いたします負担金でございます。節25、積立金は、緑化基金積立金でございます。詳細につきましては決算概要の111ページに記載いたしております。

194ページ、目3、緑化推進費につきましては、その執行率は97.2%でございます。詳細につきましては決算概要の113ページに記載いたしております。その主な内容といたしましては、節14、使用料及び賃借料では、千里丘西駅前などの草花借上料でございます。節16、原材料費では、花いっぱい活動に対する助成原材料購入及び市内花壇等の育苗用の堆肥や花苗、また花の種などの原材料や誕生記念植樹の樹木等の購入でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、摂津市緑化推進連絡会の活動に対する補助金でございます。目4、公園管理費につきましては、その執行率97.9%でございます。詳細につきましては決算概要の113、114ページに記載いたしております。その主な内容といたしましては、節11、需用費で市内公園の電気代並びに水道料金、公園施設の修繕等を行ったものでございます。節13、委託料では、公園等の除草清掃業務及びごみ収集業務、樹木剪定などの管理業務と、柳田公園の台帳作成業務委託を行ったものでございます。節15、工事請負費では、公園施設整備工事ほか4件及び遊具の取替工事でございます。節16、原材料費では、公園の維持管理に係る補植用の樹木、砂場の砂、鉄板蓋や塗料等の補修用材料費でございます。節19、負担金、補助及び交付金では、市内88か所のちびっこ広場を管理してい

ただいている68の団体に対する管理補助金でございます。

次に、196ページ、目5、都市公園事業費につきましては、その執行率は99.8%でございます。詳細につきましては、決算概要114、115ページに記載いたしております。その内容といたしまして、節19、負担金、補助及び交付金で、安威川ふれあいづつみ鶴野地区整備事業に伴います鶴野水路事業償還金負担金でございます。

次に、206ページ、款8、消防費、項1、消防費、目3、水防費につきましては、執行率99.9%でございます。詳細につきましては決算概要の121、122ページに記載いたしております。主な内容といたしましては、節16、原材料費では水防資材の備蓄を図っております。節19、負担金、補助及び交付金は、淀川右岸水防事務組合及び安威川ダム水特法第12条等の負担金でございます。

以上、土木下水道部にかかわります平成16年度一般会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 岩田部長。

○岩田都市整備部長 認定第1号、平成16年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、都市整備部における内容につきまして、目を追って主なものについて補足説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目4、土木使用料、節2、公営住宅使用料は、市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料等でございます。

38ページ、項2、手数料、目4、土木手数料、節1、明示手数料のうち、都市計画道路敷地境界明示手数料でござい

ます。節2、優良宅地等認定手数料は、租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務手数料でございますが、平成16年度は申請件数はなかったものでございます。節3、都市計画手数料は、諸証明手数料でございます。

42ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金、節2、住宅費補助金は、一津屋第1、第2団地に係る公営住宅家賃対策補助金でございます。

46ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目4、土木費府負担金、節2、都市計画費負担金は、千里丘三島線道路改良事業負担金でございます。

50ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金は、土地利用規制等対策費交付金と府景観条例事務取扱交付金でございます。

52ページ、項3、委託金、目3、土木費委託金、節2、都市計画費委託金では、その主なものは、都市計画法施行事務取扱委託金、JR千里丘ガード拡幅委託金等でございます。

65ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入、節1、雑収入のうち、下から7行目は、都市計画図売却収入でございます。その下の建築確認申請負担金は、指定確認検査機関による確認申請の事務取扱金でございます。その下、公共公益費用協力金は、市内住宅開発に伴う協力金でございます。その下の入居者負担金は、一津屋第1、第2団地に係る入居者負担金でございます。

次に、歳出でございますが、摂津市一般会計歳入歳出決算書の186ページをお開き願います。

事務報告書につきましては、都市計画課は187ページから、まちづくり支援

課は191ページから、建築指導課は195ページから、建築住宅課は199ページから記載いたしておりますので、ご参照願います。款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、執行率93.5%でございます。詳細につきましては決算概要109ページから記載いたしておりますので、ご参照願います。

188ページ、節1、報酬のうち都市計画審議会委員報酬でございます。節8、報償費は、交通バリアフリー策定委員会委員に対する委員報酬でございます。節11、需用費で、その主なものは印刷製本費等でございます。

190ページ、節12、役務費は、電波障害対策施設管理に伴う保険料でございます。節13、委託料は、市有建築物保全・調査委託料等でございます。節19、負担金、補助及び交付金で当部に関係いたしますものは、大阪府都市計画協会負担金ほか10件でございます。

192ページ、目2、街路事業費では、執行率97.9%でございます。詳細につきましては、決算概要112ページから記載いたしておりますので、ご参照願います。節1、報酬、計画街路担当嘱託員報酬でございます。節8、報償費は、都市景観形成まちづくり要綱の施行に伴う都市景観アドバイザー委員会委員に対する委員報酬等でございます。節12、役務費は、JR千里丘ガード拡幅支援事業等に伴う土地鑑定手数料等でございます。節13、委託料は、都市計画道路千里丘三島線道路詳細設計委託料等でございます。節17、公有財産購入費は、JR千里丘ガード拡幅支援事業に伴う土地購入費でございます。節22、補償、補填及び賠償金は、JR千里丘ガード拡幅支援事業に伴う物件移転補償でございま

す。

196ページ、項5、住宅費、目1、住宅管理費では、執行率98.9%でございます。詳細につきましては、決算概要115ページから記載いたしておりますので、ご参照願います。節1、報酬は、住宅管理人報酬でございます。節11、需用費で、その主なものは市営住宅の修繕料等でございます。節12、役務費で、その主なものは、浄化槽法定検査手数料等でございます。節13、委託料は、住宅敷地内樹木管理委託ほか8件でございます。

198ページ、節14、使用料及び賃借料は、一津屋第1、第2団地の自動通報装置システム借上料でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、大阪府住宅まちづくり推進協議会の負担金でございます。節25、積立金は、市営住宅整備基金の積立金でございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。
質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 それでは、項を追って質問をさせていただきたいと思っております。最初に、番号を申しますので、申しわけございません、ご答弁される時は最初に番号を言っていただいてから、ご答弁をお願いしたいと思います。

まず、1番目、都市計画道路敷地境界明示手数料の関連でございますが、決算書の39ページ、款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目4、土木手数料、節1、明示手数料のうちで、都市計画道路敷地境界明示手数料についてということで、16年度に許可内容について、どういう内容というのか、都市計画道路についての明示があったのかということ

ご答弁ください。そして、事務報告書の190ページには、都市計画諸証明等の中で、都市計画法第53条第1項許可申請経由というのが書かれております。これは、年間では46件と報告をされております。都市計画道路では、こういう計画決定をされていれば、その関連、面するところで建築物の申請をしようとするれば、この第53条第1項の許可が必要であるということになるわけですが、さまざまな許可するための条件もありますね。それから、申請の制度そのものも、いろいろやかましいことを言うておりますけど、その規定されている内容、それからまた46件申請がありましたけれども、どういう部分の都市計画施設に対して許可を出されているのか、わかる範囲で結構ですので、ちょっとお答えをいただきたいと思っております。これは、例えば都市計画道路何号線に何件くらいありましたとか、都市計画整備で、特に都市計画道路についてお聞きをしたいわけです。

それから、2番目でございますが、建築基準法施行事務取扱委託金に関連をいたしまして、決算書では53ページにあります款15、府支出金、項3、委託金、目3、土木費委託金の中で、先ほどもご説明がありました建築基準法施行事務取扱委託金について、これは、事務手続の経由等についての手数料をいただいているということになると思っております。これは、特定行政庁であれば経由事務がないので、全部市で処理をするということになるかと思うのですが、この委託の制度、100分の15を掛けるということになっておりますけれども、16年度では34万5,900円となっております。ちょっとこれの根拠を最初に説明をお願いしたいと思います。

それから、3番目。これも建築確認に

ついてです。同じ53ページの部分で、建築基準法施行事務取扱委託金についてでございますか、この事務委託で経由をされたのが平成16年では、事務報告書によりますと496件。建築確認申請経由事務を行われております。この496件のうち、内容において、特に私が聞きたいのは、前面道路の状況はどういうものになっていたかということなんです。当然、建築確認申請は道路がないと許可ができないというふうになっています。道路は建築基準法上でいいますと第42条の第1項から5項まであるわけですが、第1項というのは、もう普通の道路法上の大きな道路ですから何ら問題はないということですが、問題は第42条の第2項という道路がありまして、昔からある道で、細いけども昔からあった道で、既に家が建ち並んでいるところについては、この第42条第2項と市が指定をされていると思います。この道路に面して出てきた申請の件数がわかれば、ちょっとお願いしたいと思います。

それから同じく建築基準法上の第43条第1項、ただし書きというのがありまして、これは道ではないんですけれども、道に相当する空地で、建てられないというのは殺生なんで、建てられるように逃げ道というのをつくりましょうというふうにありますね。これは非常に数年前から厳しくなりました。昔はいいかげんな取り扱いで、市によってあいまいな部分だったんですけれども、グレーな部分だったんですけど、これが厳しくなりましたね。それで、第43条第1項ただし書きの許可を受けて、この建築確認を経由をされた件数がわかれば、16年度で結構ですので、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

それから、4番目。JR千里丘ガード拡幅委託金についてです。決算書の53ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目3、土木費委託金の中で、先ほどもありましたJR千里丘ガード拡幅委託金についてでございます。これは、立ちのきの交渉について摂津市が委託を受けて、交渉を今までやってきたという経緯がございまして、16年度までにかなりそれが決着を、大きく最後の方はパッと進んだような経緯もございまして、大型の店舗が決着がついたということで、非常に進んで、もう工事の障害分が大分取り除かれたというようなことがございます。ちょっとこの総括をしていただいて、16年度での実績を報告をいただきたい。1回目、お願いします。

それから5番目。自転車等鉄屑処分金。これについて、決算書では67ページ。款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入、自転車等鉄屑処分金についてですが、これは駅前の路上放置自転車、16年度では4,946台撤去されておりますね。そして、2,405台が取りに来られなかって返還できなかったんで処分をされた。その処分費用だと思いますけれども、これは毎月入札を行われて値段を決めて、1台何ぼという形で引き取られていかれていることになっているそうですが、入札価格について、毎月やられたのは、一体幾らぐらいの落札になっているのか。これをちょっと16年度でいいますので教えてください。

それから6番目。し尿収集運搬委託料につきまして、これは決算書では165ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費、節13、委託料ですが、その中で、し尿収集運搬委託料4,891万859円の執行となっております。年々くみ取り件数が減少して

きております。16年度では、それを切りかえることによってくみ取りの件数が減った件数、そしてまたその影響額について、どのように処理をされておられるのかという、内訳を教えてくださいたいと思います。

それから7番目。正雀終末処理施設整備負担金に関連をいたしまして、決算書では167ページ。款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費、節19、負担金、補助及び交付金のうちで、正雀終末処理施設整備負担金として4,141万4,200円を計上されております。これは、正雀処理場が毎年いろんな整備をされていくのに対して、摂津市としても何らかの負担をしていっているということになると思うんですけれども、16年度ではどんな整備を増強されたのか、わかるのであればご答弁をお願いしたいと思います。

それから8番目。市内循環バス運行補助金につきまして、決算書では183ページ。款7、土木費、項1、土木管理費、目2、交通対策費、節19、負担金、補助及び交付金の中で、市内循環バス運行補助金。これは毎年1,000万円が補助金として出されております。16年度の乗客数、これは以前調査したのはお聞きしましたけれども、乗客数が報告で来ているのであれば、1回目ご答弁をお願いしたいと思います。

それから9番目。大正川ジョギングロード環境整備委託料に関連しまして、決算書では185ページ、款7、土木費、項2、道路橋りょう費、目2、道路維持費、節13、委託料。この中に、大正川ジョギングロード環境整備委託料481万470円執行というふうになっておりますけれども、これは主に草刈りの委託料だと思うんですけど、これは大正川の法面

やらをずっと草刈りをされておりますけれども、どの部分についての委託料になっているのかということ、ちょっと教えてくださいたいと思います。

それから10番目。正音寺踏切関連委託料ですが、これは決算書で185ページ、款7、土木費、項2、道路橋りょう費、目4、交通安全対策費、節13、委託料の中で、正音寺踏切関連委託料というのがありますね。これは、正音寺踏切が拡幅をされたことに対しまして、今度は乙の辻踏切の用途を小型特殊自動車を通れたものを通れないように条件を悪化をすることで交渉なされて、それに基づいて工事をされたというふうに以前にありましたね。これは阪急電車に委託になっていて、この金額が載っておりますけれども、ちょっとあの工事内容で、やっぱりこのぐらいの金額がするのかなと、非常に不思議に思うんですが。改良工事について、工事内容等工事費について、ちょっと高いん違うかなと私は思いますが、その辺のことも含めて、この委託方法、阪急に対する委託方法と、単価に対しての市としての評価を、一遍、私が思っていることに対してどうなのか、一遍教えてくださいませんか。

それから、11番目。交通バリアフリー基本構想策定業務委託料でございますが、決算書の191ページの款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費、節13、委託料のうちで、交通バリアフリー基本構想策定業務委託料を計上されておまして、16年度で摂津市の交通バリアフリー基本構想がつくられました。その中でも内容の中に、阪急及びJRについての施行めどなんかも書かれておりますね。当然、両方に交渉されて、それに基づいてこの計画をつくっていただいていると思うんです。これは非常に

よいことなんですけど。JRの方は、その計画よりも、まだできて半年もしないうちに交渉したら、何かもっと早くできますねんということになってきつつあるんですけど、これは悪いことじゃなくて、よいことなんですけれど、だけど、やっぱりそれなりにきちっとバリアフリー基本構想をつくられたときも、ちゃんと交渉されて、向こうの意向もちゃんと聞かれてやられているもんだと思うんですけども、そのときの、特にJRの交渉の中の、計画をつくられていく中での中身を、どういってお話で進んで、相手の方のことも含めて、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから12番目、市有建築物保全・調査委託料についてですが、決算書の191ページの款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費、節13、委託料の中で、このときは緊急雇用特別創出金を使って、市有建築物保全・調査委託料ということで作られました。997万5,000円ということで委託をされておりますけれども、結果どのような台帳なり調査したものができ上がっているのか。そして、今、それについてどういう活用をされていていっているのか、ちょっと教えてください。

それから13番目、安威川ダム関連ですが、決算書209ページ、款8、消防費、項1、消防費、目3、水防費、節19、負担金、補助及び交付金のうちで、安威川ダム水特法12条負担金の計上がされておりますけれども、16年のうちで、いろいろ安威川ダムについての条件とか、大阪府でもいろいろ論議されておりました、変更されてきている部分があると思うんですけど、安威川ダムそのものについては16年度末の時点で、16年度で結構ですが、どのような位置づけ

になされてきているのかということ、ちょっと教えてください。

それから14番目、違法駐車追放事業についてですけれども、決算概要の101ページ、違法駐車追放事業について、1,011万8,950円執行されておられます。町中で活躍されている姿はよく見ます。車で、ちっちゃいこんなパトカーとよく似たような車でパトロールされていたりとか、台帳を片手に歩いていらっしゃるような姿をよく見るんですけど、1,011万8,950円をかけてこの対策をされておりますけれども、それに対して費用対効果がどれほど上がっていると認識をされているのかということ。それから、人選について、どういう方を対象に、この業務に当たる人選をなされているのか。例えば、元警察官だとか、そういう経験されている人なのかということなども踏まえて、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから15番目、千里丘自転車・自動車駐車場管理事業でございますが、これは同じく決算概要の102ページでございます。千里丘自転車・自動車駐車場管理事業について2,074万6,653円執行となっております。平成15年度に自転車がいっぱいになってきまして、特に山側に大きなマンションがどんどんできて、吹田側ですか、自転車があふれてくるということを目撃されて、15年度に108台分の自転車ラックを増設をされました。時々私も自転車置場を利用しますが、昼ごろに行くと、やっぱりもういっぱいになっているなという感じがしました。どういう感じですか。周辺のマンション建設ラッシュなんかもあって、影響があって、16年度の状況はどういうふうな認識をされているのか。現状どうだったのかということ、ちょっと

とご答弁ください。

16番、道路管理事業について。これも決算概要104ページ、道路管理事業に関連しまして、建設工事の際に道路掘削をされていますね。家を建てるとなると水道の工事で掘って、それでまた下水の工事で掘ります。ガスも掘ります。これは、以前よく聞いたのは、業者が違いますから別々で、時期もちょっとずれますし、掘って、ぼこぼこに、かまぼこ状の跡がつくわけです。こういうことをしていると、道路がいっこうにきれいにならないというふうなことが、いろんなところで指摘をされています。摂津市だけじゃない、ほかでも指摘をされておりますけれども、そういうことについて、本市での指導方法、16年度実績で結構ですが、どういう方向での指導方法を持って、指導されていられているのかということをお教えください。

それから17番目、千里丘三島線交差点改良工事についてです。決算概要では106ページになります。千里丘三島線交差点改良事業ということで、一応執行が終わっているんですけども、一部マンションの後退が残っておりますね。これは、途中ではいろいろお聞きをしましたがけれども、この総括をしていただいて、最終的にはどのようなことになったのか。まず摂津市としてはどういうふうに解釈をして、こうなっているのか。一度、ご説明ください。

18番目、都市景観事業について、同じく決算概要の112ページでございます。都市景観事業が、これは数年前から始められて、大規模建築物等の届出等が実施をされています。要は、そういう申請を出してもらって、町並みの景観を向上させていこうという名目のもとに始まったと私は記憶しているんですけども、

いろいろそのときも警鐘を鳴らしました。非常に主観的なことを取り扱うということで、取り扱いが難しいということがあられるんですね。景観上の問題というのは、ある人が見ればよくても、この人はもうひとつという、そういう主観的なことも非常に含んでいて、指導する方は非常に難しいということをお指摘してきた経緯もあります。16年度で結構でございます。運営について効果的にどのように認識をされているのか、認識について一度ご答弁ください。

それから19番目、市営住宅管理事業でございます。同じく決算概要115ページ、市営住宅管理事業について3,819万9,860円執行されておりますけれども、老朽化している団地が非常にたくさんあるということでございまして、建替えの話も、ちらちらとこの間本会議でも言われておりましたけれども、老朽化している団地というのはどれとどれとどれで、それに入居されている年齢層がわかれば、16年実績で結構です、教えていただけたらありがたいと思います。

それから20番目、水路の占用についてでございます。事務報告書の248ページの中に水路占用取扱い状況が載せられております。平成16年度では水路占用は17件取り扱いがされております。これは、恐らく新規ということになるんでしょうけれども、これは占用の場合は占用料をいただくことになっておりますけれども、以前に占用料の話についても議論があったと思いますけれども、占用料についてはどのようになっているのかということです。それから、こういうのは大体更新制をとっておりますから、3年ぐらいたてば、3年で更新になると思うんですけど、こういう実態について摂津市としてはどのようになっているのか教え

てください。

21番目、電波障害対策施設管理事業でございます。これも決算概要の110ページでございますが、この電波障害対策施設管理事業、これはフォルテの分の電波障害の分ということで、230万8,914円の執行になっています。これは、多分、共聴アンテナ方式によるんだと思っているんですが、その管理料ということになると思うんですけど、これはどういう方式での電波障害の対策をされているのか、ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

最後に、22番、震災対策推進事業についてでございます。決算概要110ページに、震災対策推進事業として、5万円だけですが執行となっております。これは、事業についての内容について教えていただきたいと思えます。

大変たくさんで申しわけございません。以上です。よろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 栗屋次長。

○栗屋都市整備部次長 それでは、藤浦委員の、まず1番目のご質問でございますけれども、決算書39ページ、明示手数料のうち都市計画道路敷地境界明示手数料の内容ということでございますけれども、平成16年度におきましては4件、明示を行っております。その内容ということで、具体的に路線名を申し上げますと、開藤森線、千里丘正雀一津屋線、千里丘寝屋川線、大阪高槻京都線の計4件でございます。それにあわせまして、事務報告書の190ページ、53条申請の件でございますけれども、その許可条件と内容というお問い合わせでございます。

都市計画法の53条申請につきましては、都市計画施設等の区域内における建築の規制ということで、その地域内において建築をされようとする者は、大阪府

知事の許可を受けなければならないという規定でございます。私どもが行っておりますのは、その經由事務を取り扱っております。その許可内容につきましては、大阪府の方で許可を出していただいているという内容ですけれども、私どもの經由時点でのチェックといたしましては、コンクリート構造物等の永久構造物であるかないか、その辺のチェックは行わせていただいております。

その内容というお問い合わせございましたので、16年度の53条申請の状況でございますけれども、まず区画整理関係が41件ございます。そのうち烏飼土地区画整理事業内が18件、摂津第一土地区画整理事業内が23件でございます。都市計画道路関係が5件ございまして、開藤森線が4件、千里丘寝屋川線が1件となっております。

続きまして、11番目のバリアフリー基本構想の関係でございますけれども、平成17年3月に作成させていただきました摂津市交通バリアフリー基本構想の関係でございます。その中での事業整備メニューのお話でございますけれども、特に鉄道の駅舎に対する移動円滑化のためのお話でございますけれども、当然、鉄道事業者は策定委員会の委員として参画していただいております、阪急電鉄並びにJR西日本におきましても。その中で、各事業メニューの中では、いつも申し上げますけれども、平成22年までの短期整備、またそれ以降の長期整備という2本立てでさせていただいております。千里丘につきましては、JR千里駅の改札構内のエスカレーターは、当初、長期でございました。エレベーターは短期整備ということで位置づけをさせていただいております。そういうことで策定委員会の中で、JR西日本の意見もお聞

きした中で、そういう策定をさせていただいたものでございます。ただ、エレベーターは短期でございますけれども、施工年度につきましての具体的なお話、それは策定委員会の中では行っておりません。ただ、私どもの意向として、先に阪急との協議をさせていただきましたので、17年から18年、19年の3か年で正雀駅は設置してまいると。となりますと、私どもの財政状況を事務方として考慮した場合、それに引き続いてJR千里丘をやっていただきたいということで、JR西日本にはお願いした経緯がございます。ただ、JR西日本にとりましても、各駅をお持ちでございますので、そういう向こうの事業計画等を考えて、今回、できたら前倒して早くさせていただきたいという申し入れがあったものでございますので、私どももそれなりに慎重に検討いたしておるところで、さきのご質問にもお答えしていますように、来年度以降、できるだけ早く実施していきたいという内容でございます。

続きまして、17番目の千里丘三島線交差点改良事業の、いわゆる未買収部分の進捗状況ということでございますけれども、これはご存じのように、都市計画道路千里丘三島線の総合福祉館前交差点と摂津警察署前交差点の改良工事でございます。これは平成14年度から16年度の3か年で事業を実施して、一定の歩道整備がもう既に図られております。ご指摘の南千里丘の1件の用地が未買収でございます。現況では非常に歩道が狭小で、歩行者及び自転車利用者の方々が危険な状態でございます。この未買収用地につきましては、権利者の方と平成8年より継続的に交渉を重ねてまいっておりますが、理解と協力が得られなかったというものでございます。そうした内

容で、早期事業完成に向けましては17年度、今年度でございますけれども、それにおきましては任意交渉と。並行いたしまして、土地収用法による収用も視野に入れて取り組んでいこうという方針で進めてまいったところでございます。

その土地収用法の手続の中で必要とされます事業認定が、平成16年12月14日に告示されております。その後、17年度に入りましても、収用手続を進めるとともに、先ほど申し上げましたように任意交渉も進めております。その結果でございますけれども、ほんまの最近でございますけれども、相手方のご理解が得られまして、大筋ではございますが合意が得られました。そういうことをもちまして、近々には契約できるものと思っております。

概要の110ページ、電波障害の関係でございますけれども、この電波障害対策施設管理事業につきましては、ご指摘のように千里丘駅前の再開発に伴う電波障害の対策でございます。その概要に記載させていただいております維持管理費用は230万8,914円でございます。その内訳としましては光熱水費、保険料、維持管理委託料でございます。この内容でございますけれども、フォルテ摂津屋上に設置させていただいております共同受信アンテナ、それから各戸、今現在で730戸程度でございますけれども、そこへのケーブル配線の保守委託をさせていただいているものでございます。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 それでは、質問番号13番、安威川ダムに関します、安威川ダム水特法12条負担金999万円についてのご説明を申し上げます。

安威川ダムにつきましては、昭和42年、北摂豪雨ということがきっかけにな

りまして、安威川ダムの建設要望が高まってきたというような状況でございます。今、用地買収等、着々と進んでいる状況でございます。先立って、安威川ダム建設に当たりましては、治水あるいは利水というような形の中で、若干、変更がなされてきたという状況でございます。

水特法に伴います第12条の負担金ですけれども、負担金につきましては、安威川ダム建設にかかわりまして、そこにおいでの方々の住民の方々が移転、あるいは農耕されている田んぼ、畑等の移転、こういう状況がございます。そういう形での周辺整備にかかわります負担金が、この水特法第12条の負担金という状況でございます。平成12年度におきまして、関連市のもと協定を結んでいると。その協定に基づきまして、毎年その事業進捗に合わせた形の負担金をお支払いしているという状況でございます。関連市と申しますのは高槻市、茨木市、摂津市、吹田市、大阪市という、この安威川ダムが完成することにおいて受益を受ける市、この関係市が負担している。なおかつ事業主体となっております大阪府、そして水源池として活用しようとする大阪府の水道部、このあたりが水特法に伴います12条負担をしているという状況でございます。

○山本靖一委員長 山口参事。

○山口下水道管理課参事 20番の質問にお答えいたします。

事務報告書248ページの水路占用17件がございました。その分の占用料はどうなっているかということでございますが、摂津市の法定外公共物の管理条例が平成17年4月1日に施行されております。ですから、この17件に関しましては16年度でございますので、占用料は徴収いたしておりません。ですから、

決算書の中には計上させていただいておりません。

それと、3年更新ということでございますが、水路占用に関しては5年更新でさせていただいております。ただし、市長等の特別な事由がある場合は10年以内となっております。

○山本靖一委員長 中谷参事。

○中谷都市整備部参事 質問番号2番、3番、それから22番についてお答えさせていただきます。

まず、2番目の決算書で53ページの、建築基準法施行事務取扱委託金についてですけれども、34万5,900円入っております。この分につきましては、平成11年の法改正に伴いまして、建築確認をおろすのが民間でもできるということになりまして、大阪府だけではなく民間でも建築確認を受けていただいているというわけなんですけれども、この分につきましては、大阪府を経由して、大阪府の建築基準法の手数料条例にしたがって入金された15%をいただいているということです。この分につきましては、現在、先ほどもお話に出てましたんですけども、民間の方の決定がかなりふえてまいりまして、現在、摂津市で年間を通して建築確認を受けているのは大体500件前後になるかと思っております。そのうちの15%は府、そのうちの85%がもう既に民間の方に流れております。そこに入ってきたお金の中の15%ということになっております。

続きまして、3番の42条2項道路と、それから43条1項の建築の許可の件でございますけれども、正確に年間を通して集計をとっているわけではございません。ただ、記憶では、大体42条2項の分につきましては、4メートル未満で昭和34年12月23日の建築基準法の第

2次改正時に建ち並びのあった道路ということなんですけれども、大体20件出ているかなと思っております。それと、43条については40件程度、年間出ているというふうに理解しております。

その次に、22番目のご質問なんですけれども、震災対策推進事業の5万円というご質問なんですけれども、この分につきましては、大阪府の全市町村が震災時に備えて大阪府の建築震災対策協議会というものを組織いたしております。これは何をするかということなんですけれども、災害時に必要とするグッズを備蓄したり、平時に対策用として耐震診断を行ったり、応急危険度判定士の養成などを行っております。それと、各市町村、行政間の事務連絡等に費やされた分です。この分につきましては、各大阪府下の市町村で割り当てられた金額を出金させていただいているということでございます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 藤浦委員の6番目と7番目のご質問にお答えさせていただきます。

まず6番目で、し尿収集運搬委託料に関連して、くみ取り件数が減っている中で、その影響というのがどのくらいあるのか、またどのように処理されているのかというご質問なのではなかったかと思えます。まず、影響額の方なんですけれども、し尿運搬委託料、これは基本委託料と作業委託料とに分かれておりまして、基本委託料については、これは件数によらず一定の額でございます。作業委託料については1件減るごとに100円減っていくということになりまして、16年度ですと117件減少しておりますので、金額的にはそれに100円を乗じた額となります。それが件数が減っている中で、処理がどのようにされているのか、これ

は合特法の関連のご質問かと思うんですけれども、くみ取り件数が減少した場合は、1件当たり補償単価というのが決められておりまして、これに乗じた額をお支払いしていると。さらには補償金とは別に代替業務を供与しておりまして、公園ごみ、それから死獣処理、自転車撤去、こういった代替業務を行っていただいているところでございます。

次に、7番目の正雀終末処理施設整備負担金で、平成16年度にどのような整備が行われたのかというご質問でございますが、現在、負担金としましては、昭和51年から平成13年にかけて整備された中で、今現在、その整備の負担金をお支払いしているということで、平成14年度以降については負担金、新たな負担となるような整備は行われていないと、こういうふうに見ております。

○山本靖一委員長 水田課長。

○水田交通対策課長 質問番号5番の決算書、67ページ、自転車等の鉄屑処分金の入札の落札価格ということのお問い合わせでございます。

業者は5社ございまして、5社で入札を行っております。それで、自転車の2,405台でございますけれども、これも全体の価格といたしましては25万2,983円。それからバイクがございまして、バイクの処分が28台ございまして、それが9,260円との内訳になっております。自転車で申し上げますと、約1台当たり105円ぐらいかなというふうに思っております。バイクにおきましては、約330円程度というふうになっております。

それから、質問番号8番、決算書183ページの市内循環バスの1,000万円の16年度の乗降客数ということでございますけれども、近鉄バスで運行いた

しております。16年6月18日に一度調査されておりまして、1日運行9便、現行9便で運行しております。1日の利用者数は調査でいきますと65人となっております。14年度におきましては46名だったんですけれども、16年度においては65人というふうになっております。1台当たり7人程度の利用ではないかなというふうに思っております。

それから、質問番号14番の概要101ページの違法駐車追放事業でございます。これの費用対効果の認識と、それから指導員の人選ということでございますけれども、駅周辺の違法駐車防止地区を指定しておりまして、千里丘東におきましては4路線、それから千里丘西におきましては6路線、正雀では7路線をパトロールを行っております。合わせまして鳥飼地域におきましては広報車で啓発を行っております。平成6年4月1日の条例改正後当時に比べますと、やはり実績といたしましては瞬間駐車台数約70%ぐらいは減少しているんじゃないかなというふうに報告をいただいております。あと、見た目では、瞬間的な路上駐車がございますので、その辺の排除の問題もございますけれども、効果としては若干あるんじゃないかなと思っております。

それから、指導員の人選でございますけれども、これは都市交通問題調査会に委託しておりまして、その中の指導員ということでございます。警察官ではございませんが、警備法の交通誘導の1級、2級の資格を持った者が指導を行っているというふうになっております。

それから、質問の15番の、概要102ページの千里丘自転車・自動車駐車場の周辺の状況、16年度の認識はどうなっているんだということでございますけれども、収用台数からいきますと、自転車

1,528台、原付が112台、計1,640台の収用スペースを確保しております。その状況の中でも、やはり満車の状態が続きましたことから、108台の増設を行ったわけでございますけれども、現況からいきますと、満車の状態が出てしまうということで、利用者が来られまじとお断りしているケースも多々ございます。そういうことで、トラブルも結構発生しているということでございます。また、周辺の状況でございますけれども、隣接しております吹田市域におきましては、住宅開発を行っておられることから、かなり利用台数がふえておりまして、特に原付が若干、最近多く見受けられます。お聞きしますところによりますと、計画ではまだ吹田市域で約1,000戸あたりぐらいの開発の計画があるというふうに聞いておりますので、それがもし実施されますと、今、1,640台あるスペースが、もう今の状況でも満車の状況でありますので、なかなか収用し切れないというふうな状況になっております。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、質問番号9番、決算書185ページの大正川ジョギングロードの481万470円の内容について、草刈りについてどの部分なのかというお問い合わせでございます。

この内容におきましては、大正川、それと安威川、高水敷と呼ばれておる部分でございます。川の部分の一段高くなっておる堤体の法までの部分におきまして、大阪府におきましてジョギングロードを設置していただきました。設置していただいた後につきましては、摂津市の方ですべて管理するというようになっておりまして、委員おっしゃるとおり草刈り等を行っておる、その部分の草刈りでございます。よりまして、堤防の内法、外法

等につきましては、むろん大阪府の河川でございますので、大阪府の方から委託金をいただきまして、受託行為といたしまして、先ほど申し上げたジョギングロードのない部分につきましては、大阪府の委託金で行っておるといような内容でございます。

それから10番目、同じく決算書185ページの正音寺踏切関連委託料のことに付いてでございますけれども、委託料といたしましては174万3,000円。内容としまして若干、高いのではないのか、どういうふうに検証しておるのかというお問い合わせでございます。委員がおっしゃいましたように、この内容につきましては、府道正雀停車場線にございます正音寺踏切を拡幅するに伴いまして、乙の辻踏切がそれまでにおきましては小型特殊車が通行可能な踏切でございました。阪急からの提案といたしますか、事実上、乙の辻踏切におきましては、小型特殊車が入っているというか、走っておる形跡もないということから、何とか小型特殊車の通行を不可にするということで、正音寺踏切が拡幅できるというような内容になりましたことを受けまして、乙の辻踏切をそういうふうな形で改良いたしました。

内容といたしましては、車どめ設置工といたしまして6か所、舗装工としまして43.5平方メートル。踏切内工事でございますので、阪急電鉄でしかさわれない部分でございます。それと、内容といたしましては、すべて夜間工事でございます。

我々として、少しわからない部分といたしましては、軌道接近歩掛、要するにレールを、昔、下水道工事でちょっと経験しているんですけれども、プラスマイナス5ミリなんていうようなきつい

制限を持っておりまして、そういうふうなところをさわるといことから、先ほど言いましたように、軌道接近歩掛等を採用しておる部分がございます、市単価とは若干異なるというようなことでございます。軌道敷内の舗装といたしましては、厚み16センチの9.6平方メートル、その外側におきましては厚み10センチで33.9平方メートルの、合計43.5平方メートルをやっておる工事でございます。先ほど申し上げましたように、正音寺踏切につきましては、大阪府の道路でございますので、それに関連する工事ということでございますので、決算書の歳入の47ページに記載しておりますように、大阪府の方からすべて負担金として費用はいただいております。

続きまして16番、道路関連事業。水道、下水道、ガス工事などがさまざまな行われていることから、道路が場所によってはタイムラグによってぼこぼこになっておるじゃないかと。指導についてはどういうふうにやっておるのかというお問い合わせでございますが、大きくは年度の当初におきまして、水道、下水道、ガス、関西電力、NTTを一堂に会しまして、地下埋設物の協議会、これはあくまでも当該年度に対象する工事の申し合わせ事項としまして、どういうふうな工事を予定しておるのかということで連絡会を設けておりまして、むろん道路におきましてはまちまちに工事されますと、収拾がつかなくなりますので、大きくは新舗装に変えてしまった後に、また違うものの地下埋設工事がされないよなということ、打ち合わせを行っておるのが年度当初の予定でございます。

あと、突発的にといいますか、建築確認行為といたしますのは、あくまでも建設

工事は申請者の都合で行われるものですので、その都度、水道の引き込み工事がありますとか、下水道の引き込み工事がありますとか、またガスの引き込み工事がありますとか、まちまちに行っておるのが現状でございます。可能な範囲で届け出があるうちに調整いたしまして、最終まだの工事と思われるところに対しまして、すべて調整させまして、1枚ものの道路の面する間口ぐらい程度になるわけなんですけれども、舗装につきましては可能な範囲でさせておるとというのが現状でございます。

○山本靖一委員長 長野課長。

○長野建築住宅課長 私の方から、12番目の市有建築物保全・調査委託料、191ページの決算書に記載されております。この点につきましてご答弁申し上げます。

当事業は、委員ご指摘のとおり、緊急雇用促進特別基金事業補助10分の10を受けたものであり、具体的には今年の8月から7か月を費やしまして、建築技術者、電気技術者、機械技術者の3名によりまして、市の市有建築物119施設、棟数で言いますと186棟を調査しまして、それぞれの劣化調査を行っております。成果品といたしましては、それらの調査結果、それと現地の報告書等々が出されております。すべて電子データで受領しておりますので、コンピューターも含めてということでございます。それと、動かすためのシステムの導入の費用も含めております。今後の活用としましては、市有建築物の有効活用、今後の修繕、改修を含む維持保全のために適切に活用したいと考えております。

次に、19番目の市営住宅管理事業についてのご質問でございますけれども、老朽化している団地と入居者の年齢層が

わかればということでございますが、事務報告書202ページに、私どもが管理しております市営住宅の管理状況というのを報告させていただいております。鳥飼八町団地をはじめ7団地を記載しておりますけれども、この中で昭和37年、38年、鳥飼野々団地、木造と準耐火でございますが、この2団地が特に老朽化が著しいと考えております。それともう1点、鯨生野第1団地、第2団地なんですけれども、これはそれぞれ44年度、45年度ということで管理開始をしているわけでございますけれども、これらにつきましては老朽化もさることながら、居住水準の改善ということを従来から言われておりまして、この2団地につきましても建替えということで考えております。

年齢層につきましては、16年度のデータによりますと、世帯主で見ますと、それぞれ鳥飼野々、鯨生野4団地で77戸のうち、空き家がございまして、50歳代以上の世帯主がもう67戸ということでございます。あと20歳代が野々ではゼロでございます。30歳代も木造の野々で2戸、鯨生野第1団地で2戸、鯨生野第2団地で1戸でございますね、申しわけございません。ということで、かなり高齢化の世帯が多いということで考えております。実際の世帯主以外の入居者で見ましても、4団地のうち117名の方がおられますけれども、そのうち50歳代以上が53人となっております。そして、19歳以下の方が26人ということでございます。

○山本靖一委員長 土井課長。

○土井まちづくり支援課長 18番、大規模建築物の届け出に対します成果ということについてでございますけれども、大規模建築物の届け出につきましては、

平成14年10月から実施しております。実施に当たりましては、景観にはいろいろな見方もあることから、届け出に対します助言または指導においての専門性や公平性を図るために、学識経験者をアドバイザーとしますアドバイザー委員会を設置して進めているものでございます。平成16年度におきましては、届け出件数31件に対しまして、アドバイザー委員会を10回開催いたしております。

成果につきましては、最近では建築業者も当初から景観に配慮されるケースもふえてきており、届け出の成果は上がっているものと考えております。また、景観につきましては長期にわたって形成されるものであることから、今後とも周辺の景観に大きな影響を与えます大規模建築物につきましては、この届け出制度を続けてまいって、よりよい景観形成に努めてまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場都市計画課参事 ご質問の4番、JR千里丘ガード拡幅委託金についてご説明申し上げます。

決算書の53ページでございまして、JRガード拡幅委託金16年度には2,553万5,984円執行いたしております。これにつきましては、平成15年に契約を締結いたしました8件ございすけれども、その一部を移転の完了が16年11月に終わりましたので、予算執行させていただいたと。なお、この金額につきましては、府から全額委託金として摂津市の方へ収入されます。

そして、16年度の他の移転というようなことでやられた物件についてのお尋ねですけれども、平成16年度当初におきまして、用地買収についての予算をとらせていただきました。16年度当初から、今度は大阪府とともに用地交渉に

当たってまいりましたら、いつも申し上げて申しわけないんですが、全く交渉の糸口がつかめないというような状況になりまして、大阪府と用地取得の業務について協議をいたしました結果、以降につきましては、大阪府の方で土地収用を視野に、用地取得業務を進めていただくということに相なったわけでございます。そして、16年度末、平成17年の3月直前だったぐらいと思うんですが、土地収用に関しての権利取得裁決申請、あるいは明け渡し裁決申し立てが大阪府の方で進められて、現在、収用委員会で審理が引き続き進められていると聞き及んでおります。明瞭な時期については判明いたしておりませんが、近い時期に収用審理が結審され、裁決がなされるものと思えます。

○山本靖一委員長 粟屋次長。

○粟屋都市整備部次長 先ほど答弁させていただきました質問番号17番、千里丘三島線交差点改良事業の中で、土地収用の手続に関しまして、事業認定が平成16年12月14日に告示されたということをお知らせしましたが、平成16年12月17日に訂正方お願いいたします。

○山本靖一委員長 一通り終わったと思えます。

藤浦委員。

○藤浦委員 ありがとうございます。

それじゃ2回目の質問をさせていただきたいと思えます。

まず、1番目の都市計画道路敷地境界明示関連でございすけれども、内情的には53条申請も区画整理区域内での53条申請が多かったということございまして、道路敷地内では件数としてそんなになかったんだということございまして、今、大阪府は17年度に都市計画

道路の見直し作業を行っておられると思うんですけど、これは非常に気になるところなんですけれども、もう本当に事業決定されてから随分になる道路もあって、なかなかこれは難しいなというような道路も今のところあるわけですが、こういったのがどういうふうになっているか。例えば、53条の規制を受けているようなものが、突然外されるようなことになった場合、53条は一体どうなるんだというような話を、私はちょっと疑問に思うわけです。それがこれに当たるかどうかわかりませんし、過去に53条で許可を受けられて、言われたようにコンクリートはだめやと。これは時代がちょっと古いんだと思うんですけど、昔やったらコンクリートはもう堅牢ですけど、今はつぶすのは簡単ですけど、重機を持ってくれば簡単につぶれるわけなんですけれども、鉄骨はいいとか。3階建てはだめで2階建てはいいとか、いろいろ規定が、古い段階での重機、壊しやすさを見ての規定になっていると思うんですけど、それでも今でもそれは規定をかけられていますので、貴重な土地の中で、これはひとつ、やっぱりそういうことも考慮して、都市計画の見直しをやらないといけないと思うんです。

ちょっと話が広がるかもわかりませんが、都市計画道路の見直しについては、何らかの相談なりはあるんでしょう、摂津市に対しても。53条1項の許可なんかは、この取り扱いでどういうふうに扱われていくべきものなのかとか、扱われていくのか。それで、また何か漏れ聞こえているようなことがあれば、ちょっと教えていただきたいと思うのと、都計道路の見直しがどのようなスケジュールで行われていくことになるのか、ちょっと教えていただければありがたいと思いま

す。

それから、2番目の、建築法関連の取り扱い事務ですね。先ほどもご説明いただきました。確認手数料の15%をいただいているということでございまして、これは非常にありがたい、ある意味ではありがたいことですよ。以前から私はその関連の議論をしている時分から、大阪府がどんどん業務を減らそうということで、当時はまだ人口が10万人を超えているところでも自分とこで許可をしておりましたが、確認申請の事務をしておりましたけれども、どんどん市に移管ということで、基本的に私たちが10万人を超えたところについては、特定行政庁として事務を下げたいということ、結構周辺も特定行政庁になりました。摂津市はまだなってないですね。8万6,000人ではなっていない。だから、大阪府が直接握っているというか、しているところが大分減ってきているわけです。本来なら、もうこれは全部市にお願いしますという方向になるだろうと思うんです、やがては。大阪府としてはどういう考え方を持っているのかというのがわかれば、教えていただきたいと思うんです。

それから、数年前から、さっきもあつたように、確認申請の手続が民間へ流れていっています、どんどん。昔は出始めのころというか、やり始めのころはなかなかたつてはりましたけど、最近はずごく早くなりました。昔やったら、それこそ21日間という期間におろしたらいいというふうになっているんですね。だから、21日を平気で超えてらっしゃいましたけど、民間だったら3日や4日でおりにしてしまうというような状況で、ずごく早くなりましたから、もうほとんど民間に流れている。

例えば事務をおろされてしまうと、拒否できませんから。持ってこられたら、やっぱりやんなあかんのです。だから、何らかの人配置を、この10万人以上のところはされたんやけども、確認手数料というのが決められて、それは一応いただけることになるんですが、それも今言うたみたいに民間に流れてしまったのでもらえないですね。そうすると、人は配置せなあかんわ、手数料はくれへんわで。今の15%の部分も経費手数料としてもらっていた分も、これはどうなるのかちょっとようわかりませんが、非常に損というか、おろしてほしくないという現状ではないかなと思うんですが、そういうことも含めて、委託料の行方、それから大阪府の考え方もちょっと含めて、どういうふうな方向になっていきそうなのか、ちょっと教えていただけたらありがたいと思います。

それから、3番目の道路の関係ですが、42条2号道路の分で大体20件ぐらいあったと。それで、43条1項で40件ぐらいありましたということでございました。これは、43条1項の場合は非常に厳格になっておりまして、許可申請ですから、事前に許可申請を出して、道路の分を、一応、道路形態で工事をして、少なくとも自分の敷地の前については4メートルの確保をして、検査受けをして、初めて確認申請が経由をしていただけるという、厳しくなりましたね。43条の1項だけはすごく厳しくなって、ある意味では、すごくその持ち主は怒っていらっしゃる部分もありますけど、非常に市としていい、確実に広がっていきますからね、道路がね、いい制度だと思います。ところが、42条2項道路というのは非常にくせ者でございまして、空地を設けたらいいということになってまして、建

築物は建てたらだめですよという話ですね。塀とか花壇が建築物かどうかというのが、いつも論争になるんです。40センチ、50センチだと花壇だと。これは建築物じゃないですよ、塀じゃなかったらいいわけですが、そういう部分。それから、検査受けをして検査を受けておいて、後から塀をつくってしまうという、悪質な件とか。悪質なのかどうかわかりませんが、非常に法の抜け道があいまいなので逃げられるんです。物を置いていく人がいます。例えばバイクをばっと並べて、バイクの商売をするのに、ほとんど後退した部分はおれの土地やというて、バイクを並べて店を広げてはる方もいらっしゃると思いますね。本来なら、こういう建物が建てかわって、こういう空地を設けていただくということで、災害的な問題とかそういう問題で、道路が広がっていくことが市としては非常にありがたい。住んでいる方もありがたいわけですが、なかなか非常に底地の高い問題、高い土地ですから、そんな1平米たりともやるのは嫌だというふうな、こういう心情だと思うんです。特にこれは昔から建ち並んでいるところに適用が多いですから、旧の村に非常に多いんですね、これが。私もよく聞くのは、そういう部分が広がってくれたら、何かあったときに救急車が入ってこれるとか、消防車が入ってこれるのに、実際にはなかなか広がらないという相談をよく聞くんです。都計法の29条がかかった場合なんか、これは帰属しなければいけないという義務がありますけど、建築確認申請だけでは、なかなか後のことについても、空地として確保していただくことすらちょっと難しいのか現状ではないかと思うんですけど、この20件ありますけれども、現状について把握をされているのであれば、

ちょっとその内情を教えてくださいたいと思います。

それから、こういうケースの場合に、他市では道路を広げていっているところもあるんです。その42条2項に沿って、自分のとこの独自の政策を載せて、それで建物を建てる、かわるたびに、その道路を整備をしていってらっしゃる市もあります。そういう市の事例と、本市でもそういうふうな取り組みができないものかということをお私には考えるわけです、前から言っておりますけど。ちょっと展望も合わせてご答弁をお願いしたいと思ひます。

それから、4番目のJR千里丘拡幅工事関連でございますが、あと2件だけ残っているということでございます。移転については。これは16年度も一生懸命やっていたいただいて、本体工事もいよいよ入るための接道の取りつけの道路なんかの工事も始まったりしておりますけれども、裁判所に土地収用についての手続をされているということでございます。これはしっかりと、とにかくおくれないうようにやっていただかなければならないと思うわけで、大阪府とまた連携をとっていただいて、工事に支障の来さないような形で、しっかり進めていただきたいことを要望しておきたいと思ひます。

それから、本体工事の付随を、切りかえための工事も進められておりますけれども、これは全体としてはポイントの、線路敷内のポイントが1か所邪魔になるから、これたった1つのために1年おくれますということ、以前説明を受けたことがありますけれども、ちょっとこれ、もう少し全体的な工程の管理をされている中で、大丈夫なんですか。これは着々と進められていることになっているのかどうか、ちょっとわからないわけですが、

その辺を含めて、市としても工程管理されている中で、工程管理は大阪府かもしれないんですけど、しっかり見ておいてほしいと思うんですが、その辺のことを含めて、安心させる意味で、ちょっと全体として工程管理の面で答弁をお願いしたいと思ひます。

それから、自転車鉄屑処分金についてです。本来、毎月いくらぐらいで入りますかというふうにお聞きしたかったんです。例えば、4月は120円でしたとか、5月は110円でしたとかいうふうなことになるんだと思うんですけど、大体平均して100台、100円前後です。この値段は妥当なのかどうかというのは、私は非常に疑問なんです。結構、リサイクル自転車なんかで8,000円、9,000円とか、そういう専門のリサイクルの自転車屋で売っています。そういうのを多分、業者は買って、リサイクルで回せるやつはリサイクルに卸す、それから北朝鮮へ送ったり。今、非常に北朝鮮にたくさんの自転車が流れてますが、どうしてもあかんやつだけは屑鉄になるんでしょうね。何かそういう行き先のことなんかも聞いてますと、だれかがもうけているような気がしてならないんですけど。摂津市も多額の費用を投じて、撤去費用をかけて撤去して、保管して、半分ぐらいしか取りに来ないんですね。半分ぐらいはもう処分になってしまうんです。自転車が非常に安くなっているということもあると思うんです、取りに来られないことについては。そういうの他市なんかでも取り組みとしては、いろいろインターネットで競売をできるようなシステムを入れたりとか、いろんなことを考えているところがありますけれども、何か100円台というのが、これですと今までやってきてはると思うんですが、

既得権のようになってしまって、もうそれが変えられへんようになってしまっているようなことになってないのかな、というふうに心配するんです。もう少し有効な処分方法。有効というのは摂津市に対して、これにかけた費用を少しでも還元できるという意味で、有効に処分できることが考えられないのかなと思うんですが、その辺、ちょっと市としてどういうふうに考えてらっしゃるのか、将来を見渡して、見解を一度お聞かせください。

それから6番目、し尿収集運搬委託料の関連でございますけれども、難しい問題と思うんです。私もよく理解できない部分が多々あるんですが、1件減ったら補償料を幾らって払うんですわと、こう言いましたね。何ぼやというのを言ってください。それは何でそう決まったのか。何でその金額に決まったのか。法律で決められているのか、それとも摂津市としてそう決めたのか。摂津市で決めたのだったら、どういう根拠で決めたのか。業者と話し合いで決めたとか、その辺も含めてちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、先ほども言うてはります下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法、合特法があって、くみ取り件数がどんどん減っていると。16年度においても、先ほどあった公園等ごみ収集業務委託料2,188万7,400円。これはそういう業務の一部補償というんですか、何ですか、そういうふうにされているんですね。これは入札とかじゃなくて、もうある一定の企業にされていると。それから、先ほどの放置自転車の関連ですが、撤去等移動委託料942万360円。この委託料もそういう目的になっていますね。委託を受けている車が、小さい字で摂津市と名

前も書いてありますね。そういうことになっているわけですけど。本市ではどういうふうにして、今の金額もそうですし、仕事での補償についても決めていらっしゃるのか、ちょっと合わせてお願いしたいと思います。それから、以前は2社ありましたね。1つがH社の方が事情があって、K社の方が全部引き継ぐという形になりましたね。これは補償関係というのはそのまま全部引き継いでしまうんですね。こんな自分が自分では理解できないというか、納得できないんですけども、こうしたことの一連の関係も含めて、ちょっと整理をして、今の2社が1社になったということも含めて、ちょっとどういう影響になってきているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、終末処理施設整備負担金。14年度の工事以後は整備はしていないというふうにおっしゃってました。じゃ、何で整備負担金を支払っていくことになるのか。例えば向こうの起債をかけた分の一部をこっちが払っていることになるのか。それとも、これはもうそういう名目で運営費用を何か払うことになっているのか。整備負担金やったら、やっぱり整備があってそれを負担しているということになると思いますけど、ちょっとその辺のことが、今の答弁でよくわからなかったもので、もう一遍教えてください。

それから、以前に私、向こうを見学に行かせていただいたことがあります。脱水棟というのがあって、脱水をされている、最後、摂津市が出したもののなかが非常に繊維類が多く含まれてまして、それをこして、絞って、最後、脱水棟で脱水をして、それで岡山の業者へ持って行って、それを肥料に変えているという工程をされているんですけど。私が行ったときは脱水棟がオープンでした、非常

ににおいがきつかったんですが、オープンになっていて、脱臭の装置がされてなかったんです。将来的にはやっていきますという方向の話聞いたんですね。大体16年をめぐるとおっしゃってましたけども、私はそれをちょっと期待を持っているんですが、そういうお話がなかったんでしょうか、この16年度の中で。脱水棟の防臭対策をいたしますという話はなかったのか、ちょっとあわせてお聞かせください。

それから、市内循環バス運行補助金関連ですが、8番目ですね。1日に四十数人から65人にふえたということで、どういうふうに解釈をしたらええのか、ちょっとわからないんですけど、着実にふえてきているととっていいのか、それとも一時的にちょっと調査した日が多かったと、こういうとらえ方をしているのか、ちょっとよくわからないんですが、どちらにしても、1,000万円という費用対効果については、目覚ましく改善されたということではないと思うんです。昨年もずっと市役所を中心としたルートの検証とか検討をずっとされてましたですね。結論的にはどうなっているのかよくわかりませんが、現状の費用対効果と、それから今まで検討されている市役所を中心とした新たなルートの模索とあわせて、今までの動きでこれがどのように検討されてきて、また方向性をつけようとしているのか、ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

9番目、大正川ジョギングロードの環境整備委託料関連でございますが、平地の部分が大正川ジョギングロードで、法は違うんだというお話がございましたね、今、ちょっと私、区別がようわからなかったんですが、今年度だったか去年だったか、代表質問のときに、大正川の河川敷

を都市公園化をしていきたいという方向性をお聞きしました。公園面積が非常に摂津市の場合は少ないということがありますし、都市公園の面積が少ないというので、非常にこれはいいことであるとは思いましたが、ただ、現状として大正川のジョギングロードは管理をされて、都市公園になると、面積上の話だけではなく、例えば費用面で何か変わっていくことが発生するのか、今、委託金も補助金も受けられていないということになるんだろうと思うんですけど、例えば法敷の部分は公園にはならないんでしょうね。そういうことも含めて、どういふふうな影響になっていくのか、また手続については、ほんまにそう進めようとしているのか、それともちょっと一服というか、一たんともりになっているのか、それも含めてちょっと教えていただきたいと思います。

正音寺踏切の関係、10番でございますが、これは府からの費用負担ですので、確かに多少高かっても摂津市は腹が痛まないという話でございますけれども、改修をしていただいて、よくなったのか、悪くなったのかよくわからない改修なんです。それで、もともとここは狭いと。ずっと昔の旧の太中の方からずっと道路が、これは結構広くて、ここが狭くて、また広がっているという現状なんですね。これはもうそのままですね。非常にふだんから人と自転車も多い。朝夕は双方から通勤や通学の人たちが、電車が並んでますから、もう本当にごった返しをして行き来をしているということになっています。それで、前は枕木が2本突きたててあったんですね。それが車どめ3本設置されるようになりました。余り変わっていないように思うかもわかりませんが、障害物としては2本から3本に

ふえたんです。それで、かえって危なくなつたという、非常に意見も地域からはあります。近所の方では、お年寄りの方が車どめにぶつかって、こけて倒れて救急車に運ばれたという、何人かの人を運ばれたという証言も聞いてきてるんですけど。そのように、決して安全になつたわけでもなく、よくなつたわけではなく、正音寺の踏切は拡幅をされてよくなりました。ところが、乙の辻の踏切は改修はしてはいただいたんですけど、安全になつたとは決して言えない。かえって危なくなつたという認識が非常に地域の方にはあるんです。そういう現状で、根本的に危険な状態というのは全然変わってない状況でございまして、これは幅を広げていただくというのが一番いいわけですが、それはなかなか本当に難しいと思うんですが、例えば幅を広げる、もしくは立体交差になれば解決をするわけですが、それは大分先の話やから、そこまで辛抱するのも大変な話なんですけど、例えば歩道橋を人だけでも渡すために、人を減らすために、歩道橋をかけられないかとか、いろいろ手段はあるのではないのかと思うんですが、そういう緩衝策をもうちょっと何か考えられないかと思うんですが、その辺の見解をちょっと教えていただきたいと思います。

11番目、交通バリアフリー基本構想の関連ですけれども、ちょっとわかりました、内容は。これはJRそのものの意向がそのままではなくて、財政的な面で摂津市の意向がバリアフリー基本構想には記載されたんですよということでございました。そう言っていただいたら、そうだなとわかるんですけど。JRの方がいろいろあって、できたら早い時期にしましようという話もあったんですけど、それは非常によいことなんですけど、別に

否定することではないんですが。明年度に予算化できるように、これは要望させていただきたいと思ひますし、ちょっと細かいところも申しますと、基本構想の中ではJRのホームに柵があって、それが鎖の柵になってまして、危ないから改修をすると、近々改修されますと書いてありますね。改修されたんですね。ところが、20センチのすき間の柵で、子どもがすり抜けるんです。こういうところも、できたらもうちょっと常識のある柵と申しますか、やっぱりお金をかけてやるには、何で子どもがすり抜けるような柵をつけるのかなと、僕は個人的に思うんですが。それでよしとするのではなくて、やっぱりバリアフリーとか安全対策の面では、そういう部分も改善してもらえような要望も、合わせて行っていただきたい。これは要望しておきます。

それから12番目。市有建築物保全・調査委託料の関係でございまして。調査されて、建物管理等に活用していくということでございました。特に近年、アスベスト調査も入られてますけど、これも台帳活用ができて、スムーズにできたのかなと思ったりするんですけども。その辺との関連もちょっと一度お聞かせください。

安威川ダムについてはわかりました。わかりましたというよりも、本当はいろんな変更があって、立ちのきについては、そのまま立ちのきのことは変更にならなかったんですね、立ちのき関連については。利水の部分が変更になって、水位が下がりましたんですよ。それで、本来、立ちのきかなければならない方が立ちのきなくても影響が出なくなつたとか、何とかともめてましたでしょう。それはそのまま続行されるということになつたんだら、この負担金についても何ら変わり

はないとなるわけです。この辺の変更はあったかないかというご答弁がなかったので、その辺の負担金に関連して、そういう立ちのきとかそういう部分に変更があるのかないのかを、ちょっとお聞かせください。

それから、14番目の違法駐車追放事業に関してでございますけれども、ちゃんと資格を持った方に行っていただいているということでございますし、効果も上がっているという認識をされているということでございますので、これはしっかりとこれからも引き続き、さらに強化をできる方法で、しかし費用はなるべく抑えて削減して、効果を上げる方法でしっかり工夫をしていただいで、効果を上げていただきたい。やっぱり駐車問題はずっとありますから。駐車問題については苦情もありますので、これはしっかりお願いしておきますので、要望とさせていただきます。

15番目の、千里丘の自転車駐車場の問題ですけれども、まだまだ周辺にマンションが、吹田の方のマンションですね、摂津市はほとんどありませんから、吹田ばかりできるわけですけど。本来なら吹田市が整備してくれたらええ話だと思うんですけど、何で吹田のマンションがふえたら摂津市がお金を出して、自転車の整備をせなあかんねんという気持ちは非常にありますけれども、それでも千里丘周辺が自転車だらけになるのも、これは困るということもありまして、これは対応していただいていると思うわけですけども、何か具体的に予測も立てられていて、何か考えていることがあるのであれば、ちょっと一度この際お聞かせ願いたいと思います。

それから16番目ですが、道路管理事業でございます。特にガス管の取り替え

とか水道管の取り替えとか、そんなのは多分、恐らく話し合いをして、年間できちっとつくれると思いますし、また建築工事の場合は、やっぱりこれはなかなか話し合いをするのは難しいと思います。道路の掘削をするのに道路占用の許可をもらわなあきません。12月はなかなか出ないとか、いろいろ警察の都合なんかあって規制がかかるんですね。そういう部分で、道路占用を受け付けるときに、例えば水道と下水とガスと、全部話し合いをして、最後に工事をするところが、それを全部カバーする1枚の舗装にして、舗装しなさいというふうな規制をかけている市があります。これは話し合いをして持っていきなさいと。そうでないと道路占用を受け付けないというような規制をかけられたことがありました。非常にやかましいです、うるさいです、面倒くさいですけども、でも道路のことを考えると、後々はよくなると。それぞれかまぼこ状になるよりも、1枚だけぼこっと最後になるんですね。最後に掘削をするところが、その最後を舗装をする、全部をカバーする、それまでは仮で置いておくんですね。そういうふうな指導をされている市がありましたけど、なるだけそういう舗装形態、道路形態が工事等によって傷められたりとかならないような工夫を、これはちょっと考えていただきたいと思いますので、要望させていただきます。

○山本靖一委員長 藤浦委員、途中ですけれども、暫時休憩したいと思います。

(午後0時 休憩)

(午後1時 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

○藤浦委員 それでは、続きを行わせていただきます。

17番、千里丘三島線交差点改良工事

に關しまして、先ほど答弁が返ってきて、希望が持てる答弁があったわけですが、交渉がほぼまとまったということでございます。ということは、工事に今後入られるということになるんでしょうか。以前の16年度までの予算ですね、これとの関連で、また追加で予算を立てて工事をするということになるんでしょうか、この辺だけをちょっと教えていただきたいと思ひます。

それから、18番目、都市景観事業ですが、実績というんですか、評価が上がっているということでございますけれども、日々これはしっかりとこれから研さんというか、努力をしていただいて、より制度としてしっかり定着をして、関係者各位が協力をしてもらえるように、引き続き努力をしていただいて、これはやっぱり摂津市の景観をしっかりとつくって、いこうという大きな取り組みの一環でございますので、これはしっかりと取り組みをしていただくことを要望しておきたいと思ひます。

それから、19番目、市営住宅管理事業に關連をいたしまして、先ほど、実態について教えていただきました。非常に高齢者が多いということでございますし、今後はこれが、先日答弁があったように建替えを行っていくという方向で進めていかれるということだと、入居されている方に、当然お話をし、了解をもらって、それで恐らくはその方たちが希望されるのであれば、こちらの方にきていただくというような手法でされるということになるかと思うんです。これはいろいろ財政的な問題もありますし、その辺もしっかりと広報していただく中で、特に鳥飼野々団地なんか私も見たことがありますが、大変老朽化がひどいということもございますし、市民要望としては、

非常に重要な実現にもあると思ひますので、その辺のことを考慮していただいて、進めていただくと。また、途中、途中しっかり、またご報告もいただきますように、これは要望しておきますのでお願いいたします。

20番でございますが、17年4月1日からでしたね、水路の占用料を取るということは、16年度は関係ないということでございますが、5年で更新ということでございますので、5年たてば、これはまた今度の更新分から取るようになるんですか。ということと、既にもう更新が来た部分については、新たにもらうという話で、話がついていくことになるのでしょうか、この辺はちょっと一度ご答弁をいただきたい。

電波障害の対策について、730戸共聴アンテナで行うということでございます。以前にはこれをケーブルテレビが完備されてきたので、ケーブルテレビにかえていくという考え方も検討していただいているという話もありました。将来的には、今度は地上波、デジタル放送が開始をされるということが、もう明確にわかってきてまして、地上波になると電波障害はなくなるということになるんですよ。それで、そのかわり各戸でアンテナを立てるなりの対処をせなならんということになります、この辺の方針について考えておられるのか、また考えようとされているのか、地上波の対策ですね。その辺をちょっとお聞かせください。

震災対策推進事業については、5万円の執行ですのでわかりましたんですが、耐震診断等についても行っていく。これは多分、震災があったときの対応の仕方だと思うんですけども、ちょっと話が飛躍しますけども、せんだっての本会議の中でも議論にありました。民間の建物

を本当に耐震化していこうという方針がありまして、耐震調査の助成制度というのは以前はあったと。しかし、1件も申し込みがなくて廃止されたということは、非常に残念だと私も思います。先日、国におきまして、耐震改修促進法というのが改正をされました。今、まさしくこれから民間の建物を耐震化していこうと。耐震に強いまちづくりをしていこうということでございまして、今後10年間で民間建物の90%までを耐震化をすることを目標にするということでございまして、年末年始にかけて、国のまず耐震改修計画をつくと。それに基づいて、来年の8月ぐらいまでに、各地方で耐震計画をつくっていただきたいというふうな話が、国土交通大臣の方からありました。いよいよこういう意味では、本格的に耐震が進んでいる。しかも民間の建物、公共の建物も当然ですが、なかなかまだ学校の耐震とかおくらしているような状態でございまして、民間の建物についても耐震をどんどん進めていかなければいけない。これをイニシアチブを市が計画をつくってやっていかなければいけないという段階に入ってまいると思いますので、市民の意識の改革はこれからだんだん高まろうというふうに思うんです。そういったことも含めて、この防災、耐震行政というんですか、これについてはしっかりと見きわめを行いながら、推進をしていただきたいということを、これは要望しておきますので、よろしく願いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○山本靖一委員長 栗屋次長。

○栗屋都市整備部次長 それでは、2回目のご質問にご答弁させていただきます。

まず、質問の番号1でございましてけれども、都市計画道路の見直し作業の関連

する問題でございまして。大阪府におきましては、平成15年より見直し作業を進めておられます。私どもの北部大阪につきましては平成17年度に見直しを行うということで作業をしていただいたところでございます。

その中で、まず1点目の見直し作業の中で万が一廃止になった路線につきましては、過去に53条の規制等の取り扱いとはというご質問でございましてけれども、大阪府につきましては、以前に53条申請を受け付けて規制をかけたものでありまして、補償等の対応はとらないという内容が大阪府の見解でございまして。

今回の見直し作業そのものについてのご報告をさせていただきますと、都市計画道路の見直しにつきましては、当初、都市計画決定が旧の都市計画法においてなされて、なおかつ現在まで未整備な箇所について、存続するか廃止するかを検討することを目的といたしております。よって、よく議論になります幅員の変更、また線型の変更などについては、今回の見直しの対象にはなっておりません。

そうしたことから、府の方におきましては、見直しの判断として、ある一定基準を策定されておられます。その基準によりますと、対象の路線の評価につきましては、その都市計画道路の機能が代替道路で受け持つ機能があるかどうかで、存続か廃止するという、その基準でございまして。今申し上げます代替的に受け持つ道路とは、2車線の場合、おおむね10メートルの幅員というふうに位置づけられておられます。10メートル以上の代替道路がある場合は、評価上は廃止の対象路線としてみなされるというものでございまして。

それを今回、本市の場合でございましてけれども、大阪府から示されました本市

での廃止の対象路線となりましたのは3路線、4区間ございます。まず1点目が、大阪烏飼上上田部線の別府一津屋あたり、東別府になるんですか、都市計画道路の千里丘正雀一津屋線から大阪中央環状線までの区間、これは幅員が16メートルの区間でございます。その件と、新在家烏飼上線の大阪中央環状線から烏飼西部の土地区画整理事業の境まで、いわゆる新幹線側道でございます、これの12メートルの区間。それからもう1点は千里丘三島線で、1つ目が阪急京都線を挟んだ区間。もう一方が、トヨタカローラから十三高槻線までの区間が、一応廃止の対象として示されたものでございます。それを受けまして、本市といたしましてもいろいろ現地調査、それでまた検討を行っております。本市といたしましては、大阪府より廃止が示された当該路線は、それぞれ交通量も多うございますし、また歩行者、自転車の利用者の安全対策を考えますと、今後、やっぱり一定幅員以上の歩道の確保が必要であるという判断をいたしております。そういうことで存続したいという方向で、大阪府との協議を行っております。その結果といたしまして、この11月1日に大阪府より今回の見直し作業による本市の都市計画道路の変更は行わないという旨の連絡がございました。

続きまして、質問番号4番、千里丘ガードの拡幅工事、これの工程管理のご質問でございますけれども、工程管理につきましては、あくまで大阪府で行っていただいております。本市につきましては、大阪府より必要に応じて連絡をいただいたり、また本市も必要に応じて確認をいたしておるところでございます。委員ご指摘の仮設ガードへの切りかえが1年おくれるという内容でございますけれども、

まず軌道の敷地外で大阪府が現在施工されている仮設ガードへのすりつけ道路、これにつきましては当初予定どおり行っております。

また、一方、JR西日本の委託工事でございますけれども、軌道敷地内での工事、これは先ほどもご指摘いただいておりますように、ポイントが支障となりました。そのポイントの移設工事が発生したことによって、1年近くおくれて、来年の秋ごろに切り替えになるというものでございます。

その後の進捗状況でございますけれども、この10月中にポイントの移設が完了したと伺っております。現在、残されました工事げたの架設を行っていただいているという内容でございます。進捗状況はそういう内容でございます。

最終の千里丘ガードの車道2車線の供用開始時期、これは以前から申し上げますように、平成21年春ごろの予定は変わってないと伺っております。それとまた先般、大阪府に対します要望の機会がございまして、その際にも大阪府の本課の課長より、茨木土木事務所にはその旨を指示していると伺っておるところでございます。

続きまして、質問番号17番、千里丘三島線交差点改良工事の時期と予算という話でございます。まず、予算につきましては、当初先ほど申し上げましたように、当初の予定では14年から16年の3か年の事業計画を立てて施工してまいったわけでございます。不幸なことに用地買収が未買収に終わったということで、予算上は一回そこで閉めさせていただいております。ということで、事業実施に当たりますと、今後、予算措置をしていかなければならないという段階でございます。私どもといたしましても、担当

といたしましては、先ほど1回目でも申し上げてます、今現況、未買収で残っておったところが1メートル50程度の歩道幅でございまして、非常に危険な状態であるということ認識いたしておりますので、早期に事業化をしてまいりたいと。担当といたしましては、来年度実施に向けて、予算要求はしてまいろうというふうに考えておるところでございます。

続きまして、質問番号21番、電波障害の関係でございますけれども、先ほど申し上げました都市計画課で所管しております電波障害対策施設、これはフォルテ摂津の関係の電障区域でございます。また、委員ご指摘のように、ケーブルテレビへの切り替え、これは施設の老朽化によってメンテナンス費用、また更新費用を考えた方が、その方が有利じゃないかという検討もしてまいったことがございます。ただ、2011年に地上デジタル化にすべて切りかわるという問題で、ケーブルテレビはちょっととめまして、デジタル化になった場合は、電波障害の範囲が減少すると予測されております。そうしたことから、本市には私どもが所管しておりますフォルテ摂津以外にも多くの電波障害の施設がございます。それが、どういう範囲でデジタル化によって減少するのかという調査が先に必要になってまいりますので、現在、政策推進課が中心となりまして、全庁的に調査を含めた検討を行っているところでございます。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 質問番号13番目の安威川ダム水特法12条負担金にかかわりますご質問で、安威川ダムが変更になることで、この周辺整備のものに対する変更があったのか、なかったのかというご質問かと思えます。

安威川ダムの方につきましては、先ほ

ども申し上げましたように、1つは外部監査、あるいは大阪府建設事業評価委員会というところで、今、大阪府で水余り状況にある、そういう形の中で、利水に対する考え方をもう一度検討しなさいと、こういう状況でございました。今、私どもが聞いております話の中では、利水にかかわります話、7万トンの部分を1万トンぐらいまでに縮小すると、こういうふうに伺っております。その中で、外部監査におきましても、あるいは大阪府建設事業評価委員会におきましても、安威川ダムにかかわります用地買収、この分については、今の状況で進めなさいと、こういう状況でございます。ですから、その中で、安威川ダムにかかわります周辺整備、代替地あるいは居住地の変更、こういうところについてのメニューといえますか、整備メニューについては変更がなされておらないという状況です。ですから、私どもとしましては、今のところ平成20年まで、一応整備にかかわる負担金の年度としましては発生してくると。ただ、若干おくれておりましたし、安威川ダムの建設事業につきましても20年半ばというような表現にもなされておりますので、このあたりも多少負担期間としましては、変更が今後発生するのではないか。今のところ、事業費にかかわります変更はないというふうに伺っております。

○山本靖一委員長 中谷参事。

○中谷都市整備部参事 質問番号2番、3番についてお答えいたします。

特定行政庁への移行ですね、大阪府はこういうふうに考えておられるのかということなんですけれども、現在、大阪府下43市町村のうち26市町村でまだ経由市町村でやっておられるという状況です。実は、摂津市は経由市町村というわ

けなんですけれども、ここ一、二年の動きを見ておりますと、大阪府から特段經由市町村じゃなしに、特定市町村になっていただけませんかという働きかけはないように思います。以前はそのようなこともあったとお聞きいたしておりますけれども、私がこの部署については、そういうことお聞きいたしておりませんし、それらしい文書もいただいておりません。以上のような状況で、特定市町村への働きかけはないということです。

続きまして3番目、42条2項道路についてなんですけれども、4メートル未満の道路に、建物を建てられるということで、我々も以前からそれはもうかなり気を使っておりまして、4メートル未満の道路を使って建物をお建てになるというときは、必ず敷地の中心道路後退についてという依頼も、各施主なり建築主の方にお渡ししているんですけれども、実際の現状はどうかということなんですけれども、委員ご指摘のように、42条2項道路でできてきた道路というのは、言うなら43条のように事前に検査があって道路形態ができていくというわけではありません。したがって、建築確認において建物を建てられて、外構をされたときに道路形態ができるという状況になります。

私、去年でしたか、42条2項道路でできた分について、おととしの分で、去年、私は全部現場を回らせていただきました。ほぼ全部後退されているんです。それと、現状があるんですけど、中にやっぱり低い工作物、1メートル足らずのものを置いておられるところがありました。その分について、大阪府の方に私、相談に寄せていただきまして、こういう状況はどうなんだということなんだっただけなんですけれども、やっぱり大阪府としては、

線引きが難しいようなんですね。委員がおっしゃっているようにバイクを置いたらだめなのか、石を置いたらだめなのか、物を置いたらだめなのか、小さい花壇みたいなものをつくったらだめなのかと。それとも、言うたら1メートルぐらいのものを置いたらだめなのか、それとも2メートルやったらだめなのか、この辺については申しわけないですけども、市町村ではなかなか判断できない。ただ、それらしきところについては、大阪府の方に相談申し上げて、対処いたしておるのが実情でございます。

それと、道路の形態ができた、摂津市はどんな助成をしているのかということだったと思うんですけども、現状では道路に対して助成というのはないと認識いたしております。土地に対する分筆登記、舗装等については摂津市では行っておりません。ただ、今後の分につきましては、私の方から答える立場にありませんので、道路課長の方から、後ほど答えていただきたいと思っております。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、3番目の建築基準法42条2項道路の、他市では道路を広げているという行政をとっている市があるがというお問い合わせに關しまして、ご答弁申し上げます。

今も中谷参事の方から答弁がありましたように、本市におきましては、そういう制度はとっておりません。聞き及んでおります地域だけで申し上げますと、北摂7市の状況下で本市もそれに入っておるわけなんです、市によりましては、寄附を前提に分筆、測量、整備費用は市が負担しておるという市がございます。しかしながら、本市につきましては、先ほどから申し上げておりますように、やはりモラルのある建築基準法を遵守して

いただくということを願っておるのが現状でございます。

続きまして、10番、乙の辻踏切の改善前につきましては、2本の柵であったが、改良後には3本になったと。施工後の方が危なくなっただけじゃないのか。安全対策はどうなっているのかというお問い合わせでございますが、このことに関連いたしまして、先ほども申し上げましたように、正音寺の踏切の拡幅がメインになりまして、今回、乙の辻踏切も平成10年ごろから正音寺踏切道の拡幅協議に入りまして、再三再四大阪府の方に拡幅の要望を申し上げ、さらに平成14年から本格的に阪急電鉄と協議に入りました。その協議の中で挙げられました条件といたしまして、乙の辻踏切が改善前には幅が約1.6メートルございました。しかしながら、小型特殊車の進入を防ぐ観点から、1メートル程度にしてもらいたいという申し入れがございましたが、それでは安全を期すので何とかということで、幅1.2メートルということで合意に達したことを受けまして、基本協定を平成15年2月4日に協定書、大阪府茨木土木事務所、阪急電鉄、本市、3者によります協定を締結いたしまして、工事につきましては、先ほど申し上げましたように、乙の辻踏切につきましては、本市から阪急電鉄に委託、その費用につきましては大阪府から費用をすべて支払うというような内容で工事をしたものでございます。

現状といたしましては、朝方におきましては、やはり南方向ですね、千里丘の駅から南方向へ行かれる方がかなり多くございます。したがって、確かに交通量というか通行人、自転車、中にはバイクの方、バイクは通行可でございます、自転車、歩行者等があふれているという

ような状態は承知しておるわけでございますけれども、先ほど委員も申し上げられましたように、やはり阪急電鉄におきましては将来的な連続立体交差を視野に入れておる関係から、この踏切道につきましては、どうしても拡幅ができない路線と位置づけられておることについては聞いておるわけでして、願わくば連続立体交差が進められることということとは阪急電鉄も申し上げておるところでございます。しかるに、委員申し上げられましたように、横断歩道橋等についてできないかということでございますが、多分無理ではないかと思われま

す。あと、それであればない尽くしですので、斜線とかいうようなことで、踏切内を仕切れるかとかいうようなことも含めまして、阪急電鉄と協議し、研究してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 質問番号6番目と7番目の内容についてお答えさせていただきます。

まず、6番目の方で、し尿の補償単価、根拠、それから代替業務、どのように決められているのかというようなご質問であったかと思っております。

まず、補償単価ですけれども、これは額については1万8,670円、1件当たり。それと、2万4,130円、この2つの単価がございまして、この単価の違いというのは、今、1社で収集運搬を行っておるわけでございますけれども、平成7年に協定を締結しておりまして、その当時の単価としては1万8,670円で、1社が廃業して新たな地域を委託しておりまして、その地域については平成14年の協定、ここで単価が決まっております、これが2万4,130円ということで、市内を2つの地域に分けてそ

れぞれ補償を行っているということでございます。

その根拠、単価がどういうふうに算定されているのかというお問い合わせでございますけれども、これについては建設省の損失補償基準というものを参考にいたしまして、営業権であるとか、従業員、さらには事業主、資機材等の補償、こういったものを積み上げて、1件当たりの単価というものを算定しております。

代替業務につきましては、平成7年の協定書、協定の中で、金銭補償と代替業務を供与するという内容になっております。ここでは公園ごみと、それから死獣の処理、これが平成7年の協定書で決められております。さらに平成12年に覚書が交わされておまして、ここで自転車の移動の委託を行っておると、これが現在まで続いているという状況でございます。

平成14年に1社が廃業して、その補償が引き継がれているのかというようなご質問があったかと思うんですけども、これについては先ほど言いましたように、平成14年に新たな協定を締結しておりますので、それに基づいて今現在は補償しているということでございます。

続きまして7番目の質問で、整備負担金の内容でございますけれども、整備負担金といいますのは、吹田市が正雀処理場でいろんな整備事業を行っていきます。これは当然、国費であるとか起債の対象になっておりますので、起債の対象分について、その一定割合をうちが、起債の償還に合わせて負担をしていくということでございます。

さらに脱水棟、これをカバーするような話があったということでございますけれども、今ちょっと手元にある資料で見ると、13年以降について工事が

行われていない。周期の関係でいいますと、平成8年に曝気槽の脱臭機、これに係る工事が行われているということで、脱水棟ということでは、ちょっとはつきりと今の時点ではわかりません。また、後日調べて報告をさせていただきたいと思っております。

○山本靖一委員長 水田課長。

○水田交通対策課長 質問番号5番の自転車鉄屑処分金でございます。もう少し有効に処分ができる方法はないかというふうなお問い合わせでございます。自転車を処分するに当たりましては、移動保管日から約3か月間保管いたしております。それから、引き取りがない自転車に対しましては、処分の告知を行います関係上、1か月プラスしますと4か月、最短でも4か月かかります。そういうことから、自転車はかなり撤去した後にでも傷んでいる自転車も多々ある状況でございます。

単価的には1台105円当たりというふうになっておりますけれども、これをもう少し深く見直すべきなのか、またその辺をどうするかということがございますけれども、自転車そのものについては安全基準がございまして、それを判断するためには、安全整備士というふうな資格を持った者でないとなかなかわからない状況でございます。ですから、処分台数は、大体平均150から200台くらい毎月ございますけれども、その自転車を1台、1台そういうふうに見ていくのかどうか、そういうことも当然、考えていかなきゃならないかもしれないんですけども、その方法については他市の状況もお聞きしながら、有効に処分できるか研究してまいりたいというふう考えております。

それから、8番の市内循環バスの現状の費用対効果とこれまでの取り組み、そ

れから今後の方向性ということでございます。費用対効果から申し上げますと、1日9便運行を行うために、市の補助金といたしまして1,000万円補助いたしております。それから、運賃といたしまして、約65人の運賃収入がございます。それが年間1,378万2,000円というふうな金額が出ておまして、それが収入になります。それから、支出の部で見ますと人件費、燃料費、その他を含めると約2,000万円近い支出となっております。16年度におきましては約630万ぐらいの赤字というふうなことでございます。したがって、9便走っておりますけれども、なかなか黒字にはならないというふうな現状でございます。

そういうことから、運行バスの経路といたしましては、JR千里丘駅から正雀、別府、それから鳥飼大橋を回りまして中央環状線から千里丘へ行くという、一方通行的なルートでございますので、なかなか使い勝手が悪いというふうな声もございまして、あわせましてまた交通渋滞にも関係いたしますと、定時運行ができないというふうなこともございます。そういうことから、廃止というふうな声もございましたけれども、もう少し使い勝手のいいような方法はないかということで、近鉄バスと協議を行いました結果、声をよくお聞きするのは、市役所に行くのはどうしたらいいのかというふうな問い合わせもございましたので、視点を変えまして、市役所を起点にしたバスのルートを考えられないかということで、その結果、北ルートと南ルートというふうなルートも案を出していただきました。それに基づきまして、現在、今のところ、それに係ります条件の整備を行っておりまして、新しいバス停も当然必要でござ

いますので、バス停位置の、そういう警察との協議も含めまして、今、整備しているところでございます。

それと、提案していただいた新ルートの件につきまして、もう少し使い勝手のいいようなバスの運行ダイヤが考えられないかということで、近鉄バスにも申し入れしております。今後、そういうふうなことで、2ルートですので、市役所が拠点ですから、2ルートをつなげるような、うまくダイヤのかみ合わせができるのか、近鉄のバスの方へ今、申し入れしております。それがはっきりできたら、ある程度、最終的にはバス停も含めまして整備を行って、結論を出したいというふうに考えております。

それから、15番の、千里丘第1駐輪場の対策として、何か具体的に計画はないのかということでございますけれども、16年度の利用実績からいたしますと、千里丘第1の自転車の利用台数が、15年度に比べますと約2,300台ほど増加いたしております。これは、やはり吹田市民の方の利用がふえてきているということでございまして、今、現7台ある自動車のスペースをバイク置場と自転車の置場に変えております。今、対策としては、そのスペースを確保しながら利用していただいておりますけれども、それも限度がございます。ですから、今後、吹田市の開発の、ますますそういう利用者がふえると予測されることから、新たな用地を確保することはなかなか難しいと思います。ですから、現在の施設の中で、先ほど行いました2段式のラックももちろんですけども、少し今の現在の施設の中で、増設できないかということも考えております。現在、平置きでございますので、それをもう少し平置きを変えて増設できないか。そうか、もしくは

それだけではなかなか対応しきれないということも考えられますので、民間で持っておられる土地を有効に活用できないかというふうなことも視野に入れながら、研究をしてみたいというふうに考えております。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 9番目の質問についてお答え申し上げます。

大正川ジョギングロードを都市公園として位置づけるための手続についてでございますけれども、現在、茨木市土木事務所の管理担当者と占用の手続の協議を進めております。また、隣接でございますけれども、ちょうど大正川の上流側にあります茨木市につきましては、現在も都市公園として占用を行っております。その辺の関係から、どんな形で占用を行っているかについても事情聴取ですね、どんな情報を仕入れるために茨木の方へ寄せていただきました。その中でいろんな内容を聞いてきておりまして、できるだけ占用につきましては、摂津市が不利にならないような形で占用していきたいと。土地につきましては、都市公園としてきちっと整理をさせていただきたいと考えております。できるだけ早く、早期に占用を行いますように努力してまいりますので、よろしく願います。

もう1点の、都市公園としての何かメリットはないかという話でございますけれども、費用的な面で、今のところ一応聞いておりますのは、財政課の方で何か試算していただいたんですけど、交付税の対象にはなってまいります。といいますのは、都市公園面積は交付税の対象でございます。その関係から、何ぼかふえるでしょうという話なんですけれども、ただし、摂津市は現在、不交付団体でございます。その関係で、今のところはもら

えてませんよという話なんです。だから、将来、交付団体になった場合におきましては、間違いなく入ってくるでしょうというのは言えます。

○山本靖一委員長 長野課長。

○長野建築住宅課長 ご質問番号12番目の、市有建築物保全・調査委託料についてのご質問にご答弁申し上げます。

市有建築物保全・調査の成果を、今回のアスベスト調査についても活用できているのかとの問いであります。本調査の成果品である施設台帳には、現地調査の結果だけではなく、建築年次や建築構造、あるいは階数、床面積などのデータも入力されておまして、今回の吹きつけアスベスト調査に当たりましては、各施設管理者に問い合わせることもなく、私どもで対象施設が把握できたことでございます。それで調査対象施設を列挙しました。今後、分析結果も近々には出るということで、これらのデータにつきましても、今後、私どもの手で入力し、これからの改修や補修に当たりまして、アスベストが飛散することのないよう、十分、留意して活用してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 質問番号20番の、水路占用にかかわります内容で、手続としまして更新は5年間、それともう一つは徴収をどうするのかという内容についてご答弁申し上げます。

水路の占用期間としましては一応5年という形でしております。ただ、占用料を徴収させていただける物件、この物件については毎年徴収と。これは、平成17年度より施行しております法定外水路にかかわります条例、それに基づいて新規物件より徴収してまいると、このように考えております。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 それでは、3回目になります。質問をさせていただきます。

1番目の都計道路明示については、最終的にはもう11月1日の段階で、摂津市内においては見直しはないというふうに決定されましたということでございましたので、これはわかりました、ありがとうございます。これは結構でございます。

それから2番目の事務の移管等につきましても、今の大阪府の考え方はわかりました。もし、仮に何か動きがあって、市の方に業務がおりてくるというようなことになりました場合でも、合理的に物事を考えられるような、人員をふやさずとも対応できるような対応をお願いしておきたいと思えます。

3番目は、42条2項道路の問題ですね。これは本当に、先ほど摂津市の場合ではモラルを守っていただくという方向でしか、今のところは考えないということでございます。多分、茨木市のことを言っていたかと思うのですが、茨木市はどんどんと42条2項道路が確認申請に乗っかって広げていくというようなことしていらっしゃるという気がするんですけども、やっぱりそういう狭隘な道路の部分については、できればこういう建て替わるのを機に道路が広がって、防災上とか消防活動とか、いろんな面で道路が広がっていくということは、非常に大事だということか、好ましいことであるので、本当に何とかこれ、国の法律の改正をすれば、もっと強烈的な改正をすれば、43条1項、ただし書きのように許可申請制度にすれば、できるのかもわかりませんが、こういう国への働きも含めて、市としても今後、また何か本当に財政的

なことをかけずにでもできないのか、知恵を絞っていただいて検討していただくこと、これは要望しておきますので、よろしく願いいたします。

4番目の、千里丘ガードですね、これもしっかり、今、着々と工事が進捗しておりますので、市としても大阪府に任せ切りになることなく、しっかり適時に、どうなってますかということをお願いいたします。おくれないように適切な圧力をかけていただくといえますか、言い方が変かもしれませんが、その辺はしっかりお願いしておきたいと思えます。

それから、随分工事も進捗をしておりますので、これは適切な時期を見計らって、当委員会としても、一度現場に、摂津市の意欲というか、要望をわかしてもらおうような意味も込めて、現場視察を一遍行っていただいたらどうかなと思えますので、これは委員長にぜひお願いしておきたいと思えます。

それから5番目の自転車の鉄屑処分金についてですけれども、これも近隣市の状況も含めて、今後、勉強、検討していただけるということでございます。しっかり知恵を絞っていただいて、やっぱり撤去費用はかかっておりますし、3か月置いたからといって、そんなにむちゃくちゃ傷んで、値打ちがむちゃくちゃ下がるものではないと思えますので、その辺も考慮していただいて、より有効に処分ができる方法がないか、これからしっかり模索をしていただき、知恵を絞っていただいて、よろしく願いしたいと思います。これは要望しておきます。

6番目の合特法の関係です。ちょっとわかったような、わからんようなところもありますけれども、補償料が1万8,670円と2万4,130円と2種類あるということでございますけど、平成7年

で一回協定を締結されているということで、業務補償をされていると。いつまでそういうふうにならなく続くんのか、どうなっていくのかと。それから、いろいろ個人的に聞いている中では、ほかのことの要求もあったり、なかったりということも聞いております。ほかの業務について、これは、どっかの時点でやっぱり整理をしていかないと、やっぱりずっと摂津市も下水道の普及を進めていって、くみ取りがふえるということは、もうないと思うんです。スピードはどうあれ減ってくると思うんです。どっかでちゃんと方向性を決めていっとなないと、けじめをつけていかないといけないことではあると思うんです。その辺のことを、今後、もう決まっているのかもしれませんが、ひょっとすればもう協議をして、こういう方向でいきましょうという話は済んでいるのかもわかりませんし、非常に気になるんです。気になるというのは、納得がいかないままで私自身も来ているような気もするんですが、その辺、ちょっとあわせて今後の合特法の関係で、摂津市の場合はどうのようにしていられるつもりなのか、またそういう話し合いができていっているのかも含めて、本来、助役にと思いましたけれども、部長でも結構でございます。ご答弁をお願いしたいと思います。

それから7番目の正雀終末処理場の関連でございますけれども、起債に対しての対価をやっぱり払わないといけないということでございますし、いろんな面で、この正雀処理場は、私も近くに住んでおりますけれども、当時からできたときの状態、それからまた、当時はやっぱり三島町のし尿の処理ができないという条件もあって、お互いにやっぱり必要だったというような件もあったと思います。しかし、今、中央処理場も整備ができて、

広域下水道の計画もここまで進んできているというような状態もありますし、それから今後、土地利用的にも吹田操車場跡地の利用の問題にも大きく関与しているような問題もありますし、将来的にこれはどうなっていくのだと。地元としてはなくしてほしいという思いが強いわけですが、その辺も含めて、市としてどういう正雀処理場についての方針を持って進めていられるのかを、ちょっと最後にご答弁をお願いしたいと思います。

それから、8番目の循環バスについてですが、今もう既にルートについての細かい協議に入っているということでございました。以前にご説明があったのでいきますと、市役所を中心に2つのルートをつくるというふうなことでございましたけれども、これももともとの本来の意味合いは、市民の弱者の足を確保していく、交通の不便な地域の交通手段を助成をしてやっていくというのが本来の考え方だったと思うんです。せんだつても本会議でも言われていました。そういう不公平がないようにしなければいけないというのは基本的に考えとしてはあると、市としては。じゃ鳥飼の地域はどうなるのと、循環バスが回ってきえへんやないかという問題も、またこれ残ったままになるんですね。こういう市内循環バスのルートの検討を今やってらっしゃいますけれども、この間あったコミュニティバスの問題もあります。市民の足の確保という意味で。あわせて市民の足確保という問題、利便性の向上という問題について、今後どのようにあわせて総合的に取り組んでいられるのか、ちょっと考え方を、部長でお答えできますか。本来は助役に答えてほしいと思ったんですけど。

それから、9番目ですが、先ほど大正川の河川敷、公園みどり課の話で、基準

財政需要額にも算入できますよということでございますし、これは算入することによってその基準額が大きくなれば、有利にはなると思いますし、市民の都市公園の面積もふえる、また管理上も、もともとジョギングロードは摂津市単独で管理費用を出しているということでございますので、そういった意味では、ほかの条件的にも整理を早くしていただいて、一日も早く都市公園化できるように努力していただきますことを、これは強く要望しておきたいと思いますので、お願いいたします。

それから10番目、先ほどの乙の辻の踏切の改修です。非常に現状を認識していると。しかもこれからまた何か方法がないか努力していただけるということでございますので、これはまさしくこの地域は学校の統廃合で大きく揺れておりまして、この踏切の問題がいつも出てくるんですね。子どもをあそこを通さすのが危ないと。ほかに通らせるところがあるかということ、ないんですわ。ほかに通らせるルートはないんです。だから、ここを通らなしょうがない。ここがやっぱり非常に危ないということはずっと出てまいりますし、そういった意味でも、やっぱり真正面にこれは取り組んでいかなければいけない問題だと思っておりますので、しっかり目を向けていただいて、今後、何かないか、ほんまに知恵を絞って頑張りたい。これは強く要望しておきますのでお願いいたします。

それから12番目の、市有建築物保全・調査に関して、アスベスト調査もそれを利用しながら順調に進められていると。いろんな意味で現地調査の手間も省いて進めてますよということでございます。結果はまだ出ていないということでございますけど、しっかりこれも出次第、素

早く公表と対応をしていただきますことを、これは要望しておきますのでよろしくお願いします。

安威川ダムについてはわかりました。ありがとうございました。

それから、15番目の千里丘の自転車置場の件ですね。今後、周辺の状態に応じて考えていかならんということでございます。ただ、考え方の中に、ただ自転車置場を広くするというだけでは、なかなか難しい面もあるなというふうに、私は根本的に思っています。器を大きくすれば、それはいっぱいになる部分も自転車で来られます、当然。500メートル離れた方が、来られなかった人が、器が単に自転車がそないになると、やっぱり自転車で来るようになる可能性が強いということもございまして、もう一つ違う考え方で、抑制をするという考え方も必要じゃないかなと思うんです。例えば、レンタサイクル、今、駅のこっち側には「駅リンくん」というのがあるんですね。千里丘の場合はうまく機能しているかちょっとわかりませんが、ある駅なんかでは非常に自転車の抑制にプラスになっているという報告が上がっていました。これは昼貸す人と夜貸す人と、同じ自転車を昼貸して、また戻ってきたら夜の人に貸すというようなことで、非常に効率よく自転車を回していくことによって、自転車を持ち込まずにレンタサイクルを借りると。しかも、駐輪場の定期が2,000円ですか、同じ2,000円で自転車の整備が要らないというふうな利点もあって、一部、効果を上げているところもあります。そういったことも1つの考え方として。自転車そのものを、個人の自転車の乗り入れをちょっとでも抑制できないかというようなことも視野の中に

入れながら、この自転車対策、自転車の問題については考えていていただきたいということ、要望しておきたいと思えます。ただ、やっぱり最低必要台数は要りますので、それはしっかり合意の上で、無理やりなやり方は無理だと思えますので、あわせてこれはしっかり検討していただくことを要望しておきます。

それから17番目でございますが、予算要望をして三島線の残った部分、積み残し部分についてもやっていきたいということでございますので、これは本当に早期実現していただけるように、来年度の予算に何とか実現していただけるように、これは要望しておきたいと思えますので、お願いいたします。

それから、水路占用については、新規の契約者からで本当にええのかというのは思いますが、継続の人はもうずっとお金を払わんでええということで、それでええのかなという気はしますが、不公平になってけえへんのかなという気はします。これは一度考えていただきたいと思えます。どっかで切りかえて、次回の更新からは費用をいただくことになりませんかということでも協力してもらおう方が、公平性が保てるのではないかと私は思えます。これはちょっと一遍検討していただきたいと思えます。これは別に答弁は結構です。

それから21番、電障の件についてもわかりました。これはしっかり対応できるように、また用意していただくことを要望しておきたいと思えます。

以上、お願いします。

○山本靖一委員長 山脇部長。

○山脇土木下水道部長 し尿補償単価の件で、どこかの時点で方向性を、また今後の方向性について、そういうお問いでございました。

し尿補償の補償料につきましては、現在、金銭補償とか代替業務の補償を行っておりますけれども、これについての解決ということでもありますけれども、私も、一担当部だけでは、この状況を見出せることはちょっと不可能でありますので、今現在、全庁的な取り組みの中で検討していただいております。市長公室また生活環境部と、またその関係課も含めまして協議をいたしております。この件について、どういう方向性を導き出せるのか、また一定の方向が出せるのか、この状況につきましては当委員会、また当協議会の中で何回かご相談、ご報告をしていかなければならないと思っておりますので、その時期については私もそう遠くない時期にご報告、またはご相談を差し上げなければならぬと、こういうふうに思っております。

それから、市内循環バスの件についてでございますが、市民の足確保について、総合的にとおっしゃっているんですけども、私の方といたしましては、市内循環バスについて、ちょっと先ほども担当の方から説明しておりますように、今現在、市内左回りの一方通行で運行しておりますのを、北ルート7循環、それでまた南ルート6循環、トータル13ルートで今、検討しております。これにつきましても、一定、またこの当委員会にご報告していこうとは思っています。これが、この2ルートで施行になりますと、どういう結果が上がるのか、十分近鉄バスとも打ち合わせはしておるんですけども、この動向いかんで、今、おっしゃった鳥飼方面についてどうするんだというのも、ある程度方向性が見出せるのではないかなと、こういうふうに思っております。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 質問番号7番

の、正雀終末処理施設整備負担金に係ります流域下水道の整備もほぼ終わったと。そういうふうな形で、将来的にはどういう方針を持っているのか、あるいは吹田操車場跡地の問題にも絡めてというようなご質問でございます。

確かに公共下水道は、今、私どものエリアをとりましても合流区域はもうほぼ完成。吹田市の方ももう100%に近い状況の普及率になってございます。流域下水道は整備できた内容と、それから吹田市がお持ちの正雀処理場が受け持つ面積、この流れでいきますと、公共下水道の部分と流域に関係します流域関連公共下水道と、こういう位置づけになってこようかと思えます。下水道が整備されることによりまして、クリーンセンターで処理する量が減ってくる。今後、その存続ということになってこようかと思えます。まだ吹田市の方からは詳しい状況の中で、正雀処理場をどういうふうにする、あるいは吹田操車場に絡めてこういう計画がありますよという内容のものは伺っておりませんので、正雀処理場の存続、このことについては、私ども、今のところは何とも言えないかなというふうに考えています。ただ、クリーンセンターはし尿あるいは浄化槽汚泥、これを前処理をしていると。後の処理については隣接しております正雀処理場の方でお願いしていると、こういう状況にございますから、なかなか私どもも正雀処理場が何らかの形でなくなるという状況になれば、処理に対して、何らか手だてを考えていかなければならない状況がございます。ですから、そのあたりにつきましては、今後の私どもの公共下水道の整備、これの進捗とあわせて、し尿処理の前処理後の部分を流域の方に取り組みでもらえるのかどうか、このあたりも視野に入れた

ような形の中で、検討していかなければならないかなというふうに考えております。

ですから、私どもの内容としましては、正雀処理場がなくなった場合の考え方、あるいは流域の方へどういうふうに取り組みでいくかというそういう考え方、2方向を持って、なくなった場合に、今の場所にクリーンセンターが存続できるのかどうか、ここらも含めた形で検討していかなければならないのではないかと。ただ、具体的にまだどこからもそのお話が参っておりませんので、私ども、今申し上げましたように、どういう方向性で持っていくかということは認識しておりますけれども、具体には検討していないという状況にございます。よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 最後に要望だけしておきます。

1点目の合特法の関係のしっかりとした将来の展望については、またしっかりと取り組んでいただいて、ご報告いただけるようお願いしておきます。要望しておきます。

それから、先ほどの正雀処理場の問題につきましては、検討をしっかりとさせていただくということでございましたし、非公式ではございますけれども、以前に吹田の下水道部長にお会いしたときにも、やっぱり方向的には、そういうふうな一本化していくというような方向も考えているということをおっしゃってましたから、機運はやっぱり大分近づいてきていると思いますし、だから積極的にこちらの方から検討を進めて、すぐの話にはならないと思います、ただどもやっぱり着々と進めていかなければできない問題でもございますので、取り組みを進めていた

だけのように、これは要望しておきます。

それから、市内循環バスにつきまして、これもしっかり全体的に、全市的に、やっぱりこういう不公平をなくすという意味では、ここだけで解決できる問題ではございませんので、それも含めて全市的に足確保については、今後もしっかりと取り組みを進めていただきますことを要望させていただいて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 このたび選挙で通していただきまして、建設常任委員会です。これから皆さんとともに摂津市のために頑張っていきたいと思っておりますので、きょうは質問という状況になるのか、教えていただくという状況になるのか、的を外れているかわかりませんが、その辺はまたいろいろ皆さんの方からご指摘いただきたいと思っております。

それでは、5点ほどご質問させていただきます。まず、道路台帳更新事業、これの事業名を教えてくださいというか、全体の進捗状況、また本年度の状況、これはどういう事業であるかということをお聞かせください。

2点目、道路維持事業のところで、路上放棄車処置協力金という金額が出ております。それと、放置自動車撤去委託料という項目が出ております。この鳥飼の場所に、本年度何件くらい、ここをどういう形で利用されて、今、どういう形の状況になっているか、教えてください。

3点目、違法駐車追放事業。先ほど1,000万のお金を使って、一応資格を持った方がいろいろそういう形で回っていただいております。お聞きしましたが、やはり強制力がないという形で、この警

察と協力した中で、どういう連携を持たれて、そういう重点的な千里丘、正雀に関しては、かなりそういう形の警察の方の駐車違反という摘発もしてもらっておりますが、南摂津駅とか、そのほかのモノレールの近辺とか、そのほかのところも、なかなか警察も人数の状況がありまして、そういう違法駐車に対する取り締まりが、市全体ではまだまだ足りないと思っておりますので、その辺をどういう形で警察と連携されているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

4点目、道路反射鏡設置事業についてお聞きします。今、カーブミラーとかそういう形で設置されておられます。そのときに、今、安全対策、安全パトロール、これをどのぐらいの間隔で見られ、どういう処置をとられているか。また、ミラーの部分、また基礎の腐食部分、その辺でどういう形のところで補修をなさっておられるのか。その辺と、あともう一つ、そういうところで事故が起こった場合に、それに対する保険とかそういう補償の形をどう考えて実行されているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

5点目、先ほど藤浦委員の方から大体の要望がありまして、説明をいただきました違法自転車の件です。これに関しまして、私の視点から二、三お聞きしたいと思っております。まず、今の鉄屑処分金という形のところで、1台当たり大体105円とかいろいろな形で、それは他市と見比べて、それぞれまた精査してもらえという意見を聞きました。そのときに、3か月プラス処分告知ということで4か月、これは放置しないとだめということはあるんですが、これを2か月という形のものにできるのか、できないのか。そうすることによって、自転車をもっとリサイクル、利活用できないのか。また、そう

いった形の不法自転車という形の人に対するきつい処罰と申しますか、それはやっぱり責任と義務という形のところで、それぞれがある限られた場所を皆さんで有効的に使っていただくという形の啓蒙運動、そういった意味で、そういう形のものにできないかどうか。それと、今、進められているとは思いますが、不法自転車の啓蒙運動をどういう形で進めておられるのか。それと、千里丘の第1駐輪場は、ほとんど満車でお断りしているという形の話は先ほどお聞きしましたが、ほかの駐輪場に関しまして、どういう稼働状況なのかお聞かせいただきたい。

それと、自転車利用者指導委託料という形が出ております。また、これにかかわる指導者の人数、どういう形で配置をされ、どういう指導を行っておられるか。

以上、5点についてお聞かせいただきたいと思っております。1回目のご質問を終わります。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、1点目、道路台帳の進捗状況ということで、内容ということですが、道路台帳の進捗状況でございますが、平成16年度は2,299メートルの整備が完了いたしております。合計でいたしますと64,662キロメートルが整備できておまして、全体では約184キロメートルに対しまして35%の進捗状況でございます。したがって、約119キロメートルが残っておるとというのが現状でございます。

続きまして、道路の放置車両の処理協力金と放置自動車の撤去委託料、それと鳥飼の保管庫をどのように活用しているのかということですが、決算書67ページの歳入の路上放棄車処理協力金につきましては、歳入といたしまして

33万7,500円計上しております。この内容につきましては、16年度におきましては27台の路上放棄車処理協力金をいただいております、1台当たり1万2,500円の単価になっております。

続きまして、放置自動車、決算書183ページの歳出で22万3,125円の歳出でございますが、このとき16年度では17台の放置車両の撤去処分をいたしております、22万3,125円、単価にいたしますと1万3,125円ということになっております。

鳥飼の保管庫をどのように活用しているのかと申しますと、基本的には活用いたしておりません。と申し上げますのは、あの保管庫につきましては違法駐車対策でございます、警察の方がレッカー移動に伴いまして、鳥飼方面の駐車違反車両をレッカーで取り締まったものを保管する保管庫でございます。

続きまして、4番目の道路反射鏡の安全パトロールをどのようにやっているのか、腐食対策をどうしておられるのか、保険はどうなっておられるのかというお問い合わせでございますけれども、昨年度におきまして人的にすべて点検いたしまして、その点検した内容につきましては、やはり指摘のとおり腐食が起こっておりまして、それにつきましてはすべて修繕をし終えたところでございます。大きく予測されることといたしましては、多分ですが、犬のおしっこではなからうかということも考えておまして、その対策といたしまして、塩ビ管の筒を下部に巻きつけまして、それを試験的に腐食対策として行っておる。これは修繕時におきまして、支柱等を取りかえるときに、それを下につけておるとというのが現状でございます。幸いと申しますか、現在まだ反射鏡が倒

れましたということで、保険等について適用したことはございませんが、保険の該当にはなっておるということでございます。

○山本靖一委員長 水田課長。

○水田交通対策課長 違法駐車事業で、警察との連携でどうなっているのかということでございますけれども、私どもは交通指導員を配置いたしております、JR千里丘駅周辺、それから阪急正雀駅周辺、これは条例に基づきまして違法駐車重点地域ということで活動いたしております。それから、モノレール摂津駅、南摂津駅につきましては重点地域に入っておりませんが、合わせて鳥飼地域もそうなんですけれども、これも違法駐車追放事業の中でございますけれども、啓発パトロールを行っております。警察におきましても、交通指導員の啓発巡回中に悪質な車両につきましては、通報という形をとっております、交差点内での駐車とか、法定駐車に対しましては、即通報いたしまして、レッカーあるいは、かぎつきのステッカーで取り締まりをいただいているということでございます。それから、警察の方でも、レッカー移動の取り締まりが、大体月5回から6回というふうに伺っております、主に安威川以北、以南と分けますと、どうしても以北の方にレッカー移動の取り締まりが多くなるということでございます。そういうことから、JR千里丘、正雀につきましては、そういうレッカー移動の連携もいたしておりますので、通報によれば、即、取り締まりができる。ただ、南側につきましては、なかなか鳥飼の方にも警察のレッカーという取り締まりはなかなかできないということで、交通指導員の役目がかなりウエートを占めてくるわけなんですけれども、それも悪質な車両

については、まずは所有者を特定いたしまして、権限がございませんので、当初はお願いという形でもって、根気よく排除していくというふうな、とり方をとっております。場所によりますと、交番が近い場合ですと、直接交番へ出向いての取り締まり依頼というふうな対応もいたしております。私ども市といたしましても、やはり警察には全市的に取り締まりの強化を常に要望いたしておりますが、なかなか全市的に取り締まりということは難しいというふうに伺っておりますけれども、交通指導員ができる限り、そういうような形で指導、啓発を行っております。

それから、鉄屑処分の中で、保管の期間をもう少し短縮できないかということで理解しておりますけれども、当時、各市によりますと、1か月あるいは6か月というふうな保管期間はまちまちでございます。ただ、本市といたしましては、3か月を基準といたします。その基準は何かと申しますと、やはり移動保管からの返還者が数多くございます。移動保管してすぐに引き取りに来ればいいんですけれども、場合によれば1か月置いてから来られる方、もしくは2か月後に取りに来られる方もございまして、あわせて1か月以後、引き取れない場合につきましては、所有者の判別をする必要がございます。防犯登録あるいは車体番号が判明すれば、警察の方に問い合わせもいたしております、その回答をいただくには、大体3か月程度必要でございますので、その期間の中でそういう作業も含めてやっております、短縮ということになりますと、またその辺のことも検討していかなければならないということもございます。確かに1か月で処分している市もございますので、その辺はあ

わせて、そういう市においても聞いていきたいなというふうに考えております。

それから、自転車の指導員、これは駅周辺の自転車の指導員のことだと思えます。これは、千里丘駅の東とそれから西、阪急正雀、モノレール摂津駅、南摂津駅と配置いたしております。これは、それぞれ場所によりますと午前7時から10時まで。千里丘東でいきますと午前7時から午前10時、それから千里丘西におきましては午前9時から午前12時。正雀におきましては午前9時から午前12時と。摂津駅におきましては午前9時から午前10時。それから南摂津駅は午前7時から午前10時というふうな配置で指導いたしまして、それぞれその時間帯に放置禁止区域にある自転車につきましては、警告の絵符というものがございまして、張りつけを行います。移動保管日に当たりました日には、その絵符のついた自転車を撤去するというふうな方法をとっております。撤去後につきましては、その付近に放置をしないような形で指導員が配置をして、指導を行っているというところでございます。

それから、千里丘第1の駐輪場以外、他の駐車場の、駐車場の状況ということでございます。先ほど申しましたように、千里丘第1の自転車駐車場の利用台数につきましては、15年度に比べますと2,300台の増ということになっておりまして、回転率におきまして1.49%になっております。これは、やはり吹田市民の利用が多くありまして、特に原付きの利用がかなりふえているというふうな状況でございます。

それから、千里丘第2自転車駐輪場がございまして、これはJR千里丘の線路沿いにありますJR用地をお借りして、設けておる駐輪場がございまして、これも1

5年度に比べますと、ご利用台数が約827台ほど増加いたしております。回転率も0.94%、ほぼ満車に近い状態になってはおります。それから、フォルテ地下にあります自転車駐輪場でございます。これも収容台数が1,208台ございまして、やはりこれは15年度に比べますとご利用台数が約2,700台の増加をいたしております。回転率につきましては1.0%となっております。それから、モノレール摂津駅自転車駐輪場でございますけれども、これは15年度と比べますと大体1,500台のご利用台数が減っております。それから、モノレール南摂津駅でございますけれども、これも15年度に比べますと4,000台ほど減少いたしております。

それから、指導員の委託の内容でございますけれども、先ほど申しましたように、各駅周辺に指導員1名ずつ配置いたしております。千里丘東側につきましては2名、あほかの駅周辺におきましては各1名ずつ配置いたしております。

○山本靖一委員長 野原委員。
○野原委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、道路台帳更新事業のところ、今、35%というお答えがありましたけれども、これは100%は何年度を目標にされているのか。

2点目、道路維持事業のところ、鳥飼方面のレッカー移動のために、その土地を確保されているということだったんですけど、本年度はその利用度がゼロやと。過去にどのぐらいその場所をレッカー移動で使われたのか、お聞かせ願いたいと思います。

違法駐車に関しましては、今、お聞きしたような形で、もう少し詳しく警察の方に、どう申し入れをされて、今後の駐

車違反の取り締まりをされていくのか、それをもう少し教えていただければのだったら、教えていただきたいし、現状のままやったら、現状のままという形で、もう少し突っ込んだ形で駐車違反を、どうしていくんだという方向性を見せていただけたらと思います。

反射鏡に関しましては、今、塩ビを下に巻かれて、犬の尿で腐ってくるという形の腐敗を防ぐという形を展開されているということをお聞きしまして、その創意工夫という形は素晴らしいことやと思うんですけど、今後、それがどういう形で、今、どのぐらいのパーセンテージでそういう対処をなされているのかという、パーセンテージがもしわかれば、教えていただきたいと思います。

それから、千里丘の放置自動車の件なんですけど、今言われましたように、吹田の方の開発というのは待ったなしで進んでおります。今、現に千里丘1丁目の方にも不法自転車という形のものが、現実には出てきております。吹田市民の方がそういう形で利用されて、摂津市民の方に迷惑がかかっているというのが現状やと思います。これが実際、吹田の方が完成したときには、とてつもない数があふれてくると思います。そういった意味で、先ほど課長の方からお答えいただきましたような形のものの状況の中での、やはり自転車の保管する期日を短くした形で、本当に限られた場所を有効に使っていくというのを、そういう場所には、やはり市民の方にも理解していただいて、やはり1か月という形の中、まず先ほど藤浦委員が言われましたようなレンタサイクルみたいな形を、早期に実現するようなお考えがあるのか、質問事項が重なっているかもわかりませんが、そういうところをもう一度お聞かせ願いたいと思

ます。

○山本靖一委員長 水田課長。

○水田交通対策課長 違法駐車の取り締まりということの、警察との連携ということでございますけれども、これはかねて私どもの方も、警察には市内一円違法駐車がございます、苦情もたくさんいただいております、そのことから、市としてもできる限り、啓発もあわせてやってきておりますが、やっぱり最終的には警察の取り締まりが最大の抑止力ということでございますので、市内全域やってほしいというふうに要望もいたしております。あわせて、機会あるごとに、春と秋の全国交通安全運動の中でも、そういう迷惑駐車の排除の啓発パトロールもやっておりまして、市と警察との違法駐車に対しての、自身の意識の向上も図りながら、そういうふうなことも行っているところでございます。

取り締まりにつきましては、道路交通法の改正で、またそういう取り締まりの方法も今度変わってくるということもお聞きしております。今後、市内の取り締まりにつきましては、私ども、そういう放置の状況の資料を警察の方に逐一そういうふうに提供いたしまして、ポイント的にも強化できないかということも考えております。そういうことで、取り締まりにつきましては、ある程度、私ども行政の方としても、そういう資料の提供もしているのではないかとということもありますので、そういうことも考えていきたいというふうに思っております。

それから、放置自動車の保管の短縮、1か月、もしくは他の方法でレンタサイクルできないかということでございます。これは、過去にもいろいろそういうふうなお声もお聞きしておりまして、保管の期間の短縮につきましては、先ほどご答

弁申しましたように、手続上の問題もございしますので、これはもう少し研究もしていかなければならない。警察の調査事務もございしますので、その辺の即効性ができるかどうかということもございしますので、研究していきたいというふうに考えております。

それから、先ほど、藤浦委員のご質問の中でもございました「駅リンくん」とか、そういうのがJR千里丘駅にございます。かなり利用されているというふうにもお聞きしております。実際、リサイクルにつきましても、これをやはり市が行う場合には、やはり組立整備士とか資格的な問題もございします。またあわせてそういうスペース的なものも確保していかなければならないということもございしますので、これは長年の検討しているところでございますけれども、またあわせて研究していきたいというふうに考えております。

放置自動車のレッカー移動の保管ということでございますけれども、これは所管が私どもの方の、違法駐車等の保管事務所ということでしてございまして、これは鳥飼中でございますけれども、平成9年に、鳥飼地域の取り締まりの強化を図れないかということの摂津警察署の要望から、その鳥飼中地区の場所を確保いたしまして、現在、鳥飼の方に交通指導員がパトロールしておりますけれども、その巡視員、交通指導員の事務長とあわせて、警察が鳥飼地域のレッカーを行うための一時保管という形で運営してきたものでございます。開設当時は、やはり摂津警察も力が入っておりますので、レッカー移動が月8回のうち、約5回、6回、鳥飼の方でレッカーに入らせていただいておりますので、1日大体平均10台から11台のレッカーの保管がございました。現

在は、なかなか鳥飼地区でもレッカーができないというふうな状況もございまして、レッカーの取り締まりの台数におきましては、今現在は利用しておりません。ただ、今、保管場所に入っております放置車両もしくは事故で若干つぶれた車両もございします。これは道路の安全性を図るために移動保管をしてきたものでございまして、それが現在5台から6台保管しておる状況でございます。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、道路台帳の残りの約65%の今後の見通しでございますが、現在の予算だけを単純に残る延長で割り込みますと、とてつもない約52年かかるという数字が出まして、数字上の話だけでいきますと、仮に1年間1億円程度かければ、4年程度で終わるか。簡単に言えば、予算の内容になるわけでございますが、新聞紙上でこの前からも載っております、大阪府は素案だと言われております地積調査ということが、いよいよ大阪府でも積極的に取り組もうやないかということで、今現在、本市で検討しておりますのは、国費を導入いたしまして、最終的には地積調査まで踏み込むわけではございませんけれども、その前に、要するに衛星による座標点の変換をまず行いまして、それからブロック割りを行いまして、官民道路境界を確定していこうやないかということ、今現在検討しております最中でございます。これを仮に導入していきますと、簡単に言えば数字だけでは4分の1の費用負担でできるのではないかと、甘い言葉を大阪府から今現在かけられているような状況ですが、さらにそれを検証いたしまして、取り入れるかどうかということも、今現在進めておる状況下でございます。

それから、反射鏡の腐食対策として塩ビ管とは申し上げましたが、パーセントにいたしますと本当に寂しい数字でして、パーセントであればどんだけやといえますと0.4%。数にしますとわずかながら4か所でございます。この4か所につきましては、どういうふうにやっておるのかといいましたら、単価にいたしましては平均的に二面鏡がついておるパイプに塩ビパイプ、下に、こういうふうな形で、これがいいかどうかはまだちょっと検証しておらないんです、まだ試作段階でして、犬のおしっこの禁止という文字をつけまして、我々としましては非常に高いかなと思っておるんですが、50センチのパイプにしまして、1本当たり5,250円費用がかかって、わずか塩ビに5,250円、しかも50センチ、ただ加工しているからというようなことがあって、単価だけではえらい高いなということもございまして、そういうような形で、今現在では以北に3か所、以南に1か所、合計4か所つけておるのが現状でございます。今後につきましては、これも先ほど申し上げましたように、修繕等で支柱を取り替えたときに、それを下にはめ込んでやっておるといようなことで、一度やってないやつと、やっているところとを検証をしばらくしていきたいと、こういうふう考えております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 3回目の質問、要望にさせていただきます。

道路台帳更新事業も大阪府の甘い言葉が現実になって進められることを要望しておきます。

また、道路維持事業に関しまして、当初、できたときは鳥飼のレッカーという形で、警察も動いてくれたという形を、もう一度市の方から警察に、そのために

確保してやるんだという要望をしていただきたいと思います。

それと、反射鏡に関しましても、その検証という形で、その費用対効果で、それがどのぐらい有効なのか、今後、見ていっていただいて、またもっと単価が安く、安価でできるようなものがあればという工夫をしていっていただきたいと思います。

また、不法自転車に関しましても、限られた人数の中で、最大限今努力されて、また千里丘の第1駐輪場の形の中でも、民間をいかに利用してというか、活用した形での駐車場確保とか、それなりの民間に経営のノウハウとか、いろんな形のをチューニングされているようにお聞きしております。そういった意味で、鋭意、精いっぱい努力はされておりますが、現実には待たなして来ております。そういった意味でも、それぞれ工夫をなされて、やはり民間でやるような費用対効果、このところに視点を置いていただいて、目いっぱい努力していただきたいことを要望して、終わらせていただきます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 それでは質問をいたします。

まず、歳入につきまして、35ページ、道路占用料の9,252万8,060円の内訳についてお聞かせください。

同じく35ページ、市営住宅の使用料で7,439万7,500円に対して、収入未済額が536万4,300円ございます。これの詳細についてお答えいただきたいと思います。

38ページ、優良宅地等認定手数料がゼロ円になっております。優良宅地の現状等について、お教え願いたいと思います。それと、公共公益費の収入、2,138万2,000円、この端数も出てお

りますので、これについてのご説明をいただきたいと思ひます。

歳出にわたりまして、まず公園管理委託料として7,746万6,689円が執行されていますが、内訳をお願いしします。

公園の管理工事として793万8,000円が執行されていますが、これについての内訳をお願いいたします。また、修繕料1,122万7,676円についてもお願い申し上げます。

委託料におきまして、水系施設管理業務委託料として233万1,000円の執行がされています。内訳をお願い申し上げます。

農業水路費の執行であります。神安土地改良区への負担金1,867万2,110円ありますが、これについて少し考え方をお聞かせをいただきたいと思ひます。水路管理等についての見解を求めたいと思ひます。

また公園の方に戻りますが、花いっぱい活動助成事業についての内容等をお教へて願ひたいと思ひます。

次に、道路の方でございますが、道路維持工事費の4,198万8,650円の工事内訳についてお願い申し上げます。

交通安全対策工事費として1億2,627万3,500円が掲載されていますがお願いいたします。

それと、千里丘三島線交差点改良工事で、その2工事で477万1,200円の増額がされていますが、これ等についての説明をいただきたいと思ひます。

それと、市道の街路樹剪定業務委託料として807万7,650円がございしますが、これについての説明をいただきたいと思ひます。

○山本靖一委員長 中谷参事。

○中谷都市整備部参事 35ページの優

良宅地についてですが、この分につきましては、租税特別措置法で一定の要件を満たせば不動産の譲渡税が減額されるということになっています。この分につきましては、ここ何年か、多分、宅地の売買の状況から、余りメリットがないのではないかとおぼれます。この分について、申請がないということなんですけれども、申請があれば、当然、手数料というものが発生してくるわけなんですけれども、業者さんが買われたときに、地主さんにそこまでメリットを振りまいて、土地を分けてもらうという状況にはないんだろうなとおぼれます。現状としては、今、我々のところには申請は出てきておりません。こういう状況です。

次に、開発協力金の端数ですね。公共公益費用の協力金の端数がなぜ出ているのかということなんですけれども、実は昨年、環境費につきまして協力をお願いしている中で、一部、地区外道路ですね、隣接している、そこに入って行く道路の中で未整備なところがございまして、この分につきましても、その業者さんが開発するのにどうしても整備をして入っていかなくては、開発するところに影響するというので、整備をされたわけなんですけれども、その分の費用について、開発協力金の方から控除できないかというお話がございました。摂津市の開発協議基準に基づいて、減免規定に基づいて費用を計算いたしまして、認められるというものでありましたので、そこに要した費用を控除した結果、端数が生まれております。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、決算書35ページ、歳入の占用料9,252万8,060円の内訳についてでございますが、件数で申し上げますと関西電

力株式会社ほか32件でございます。大きく大別いたしますと、関西電力の電柱などが約3,700万円。NTTの電柱などが約2,400万円。大阪ガスのガス管が約2,300万円。その他、株式会社ケイ・オプティコムなどの通信ケーブルなどが850万円。以上が内容でございます。

続きまして、道路維持工事の4,198万8,650円の内訳でございますが、事務報告書の216ページから記載しておりまして、内訳を説明させていただきます。市内環境整備事業といたしまして、淀川右岸線ほか1路線の環境整備工事。南別府鳥飼上線環境整備工事。1級河川大正川ほか3河川の草刈り工事で、合計が1,199万1,000円でございます。路面清掃事業といたしまして、千里丘三島線ほか162路線路面清掃工事470万円。道路補修事業といたしまして、新在家鳥飼上線ほか1路線道路補修工事964万2,150円。鶴野53号線道路補修工事493万5,000円。鳥飼八防鳥飼上線ほか1路線補修工事840万円。合計2,297万7,150円。雑工事業といたしまして、南別府鳥飼上線道路補修工事232万500円。トータル4,198万8,650円が内訳でございます。

続きまして、交通対策費の1億2,627万3,500円の内訳でございますが、同じく事務報告書の217ページの道路照明灯設置事業からでございます。市内道路照明灯設置工事といたしまして、94万5,000円。歩道段差切り下げ及び視覚障害者誘導ブロック設置事業、新在家鳥飼上線歩道段差切り下げ工事420万円、雑工事業といたしまして南別府町9号線ガードレール設置工事115万5,000円。続きまして、218ペー

ジですが、東別府1号線歩道設置事業918万1,200円。新在家鳥飼上線歩道設置事業2,553万3,900円。千里丘三島線交差点改良事業7,877万6,750円。これは事務報告書はすべて千里丘三島線を合計しておる数字でございます。鳥飼本町81号線ほか3路線歩道改良事業、鳥飼本町84号線歩道改良工事325万5,000円、別府新在家線歩道改良事業273万3,150円、千里丘東66号線道路舗装工事49万3,500円、合計1億2,627万3,500円が内訳でございます。

続きまして、千里丘三島線改良工事のその2工事の増額で477万1,200円の内訳でございますが、この千里丘三島線の交差点改良工事におきましては、平成14年度から3か年間、14、15、16年度をかけまして、全区間約360メートルを改良したわけでございますが、最終年でございます平成16年度におきまして、すべての車道の舗装を一度に行ったものでございます。その中で、変更が生じた内容で申し上げますと、当時、施工に際しまして考えておった基本的な設計といたしましては、表面を削り取りまして5センチのアスファルトをかぶせる予定にしておりましたが、部分的に削れない箇所、と申し上げますのは、舗装の厚みが薄い部分でございます。そういうふうなところは削らずに、実際に掘り返しまして、舗装構成をやり直したというところが45平方メートル出てまいりました。その後、高さ調整等につきまして、3センチの厚みを足そうかというような部分が550平方メートル出てまいりました。先ほど申し上げましたように、平成14年度から16年度にかけてL型街渠をすべて新設したわけでございますが、その折に発生いたしております

た基層部分、アスファルト二層構造になっておりまして、そこにクラック防止シート、現在、めくった時点でわかってきたわけなんですけれども、そういうふうなクラック防止シート、それから大きく車両がひねるといことが考えられます4交差点につきまして、クラック防止シートを施しました。その平米数が1,100平方メートルを追加したことによりまして増額が発生しております。

金額の内訳といたしましては、先ほど申し上げました、実際に掘り返しまして45平方メートルの打ちかえ舗装をやった費用が約26万円でございます。厚さ3センチの舗装調整層としました部分が約130万円の増額です。クラック防止シートが一番大きく320万円の増額になっております。以上がその2の増額の内訳でございます。

それから、街路樹剪定の807万7,650円の内訳でございますが、路線数といたしましては、27路線ございまして、そのうち街路樹といたしましては約900本存在しております。剪定のおきましては、主に夏期剪定と呼んでおるわけなんですけど、これは主に台風の対策を講じておりまして、7月から8月に秋の台風に向けて、高木をまず剪定しようかということを考えておりまして、先ほど申し上げました27路線のうち10路線、本数にいたしますと約360本を剪定いたしております。冬期剪定、これは通常の剪定でございます。これにつきましては、樹木の美観等、形状寸法の調整等を行うことで、時期といたしましては12月から3月を考えておりまして、これは先ほど申し上げました27路線、対象900本すべてを刈っておるといのが、市内の街路樹剪定の内訳でございます。

○山本靖一委員長 勝参事。

○勝公園みどり課参事 花いっぱい事業の内容ということでございますが、ご承知のとおり、地域で緑化運動をしていこうということで、特に花いっぱい活動に関しまして、これからやろう、あるいは現在やっている団体等で申請がございましたら、一定の条件をつけて、原材料の現物を助成すると、こういう制度でございます。現在、市内団体で活動されている団体数は約34団体でございますが、そのうち平成16年度で利用された団体は21団体で113万396円の支出をしているところでございます。条件の中でも、特に助成の金額の範囲は10万から15万の範囲で要綱の中に書いておるわけでございますが、何分、団体数がふえれば、それだけ予算のパイが小さくなっていきますので、予算の範囲の中でお互い話し合いをしながら助成をしていると、そういう状況でございます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 94ページの公園管理委託料ですが、その中の7,477万815円の内訳を説明申し上げます。

まず1点目は除草等清掃業務委託、これはシルバー人材センターの方に出している分が1,710万円です。2番目が、浄化槽管理作業委託、これはエスク三ツ川の方に委託しております31万2,900円。3点目は、公園等ごみ収集業務委託、これは木本興産に発注してます2,188万7,406円。それから4点目が、都市公園管理作業委託、これは単価契約で4社の方に契約しております。業者名は山下造園と平戸園芸と谷造園土木と田中造園土木、この4社でございます。トータル金額が3,267万4,389円です。5点目は、鶴野4丁目ちびっ

こ広場の公園用地の用地確定測量業務委託で、これは池畑測量で、これが41万550円。次、6点目が公園管理棟管理委託料でございまして、摂津市内にあります3公園、庄屋公園と別府公園とふるさと公園、この3つの公園にある管理棟と申します集会所がございまして。それぞれ地元の自治会の方に管理委託をお願いすると。その金額が、1つの管理棟当たり1万8,192円で、3つございまして5万4,576円になります。それから、水系施設管理業務委託。先ほど委託内容についても説明がございましたが、内容ということでございましてけれども、まず1つはせんだん公園でございまして。それは壁泉がございまして。その次がしば公園、これは滝とせせらぎがございまして。それから鶴野第1公園、これは噴水と池がございまして。市場池のオアシス広場、これは音楽噴水とジャブジャブ池がございまして。それをインターナショナルススムの方に発注しましたその金額が2,331万4,000円です。以上で7,477万815円になっています。

その次が公園管理工事の分でございまして、793万8,000円、これの内訳でございまして。これは、工事請負費でございまして、公園施設の整備事業、その1からその5がございまして。このトータルで615万3,000円でございまして。それともう一つが、公園遊具の取り替え事業でございまして、市内の公園遊具を取りかえております。この金額が178万5,000円。そのトータルで793万8,000円になっております。それから、修繕料の内訳でございましてけれども、決算概要の方の113ページと114ページにございまして、まず車両の管理事業の中の修繕料でございまして。これが20万3,389円。それから、

公園維持管理事業、これは公園の中の遊具外の修繕でございまして。その金額が877万5,187円でございまして。それともう一つは、公園遊具の修繕費用といたしまして224万9,100円でございまして。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 決算書174ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費にかかわります負担金、補助及び交付金の神安土地改良区負担金1,867万2,110円の分の負担金の考え方ということでございまして。この1,867万2,110円の内訳としまして、排水賦課金、これが58万9,200円。それと用水賦課金68万3,910円。それと、排水施設維持管理負担金1,629万2,200円。あと、冬期送水維持管理負担金110万6,800円というのを負担しております。この用水賦課金、あるいは排水賦課金、その分につきましては農地面積で用水を受ける面積部分と、それから排水だけを受ける部分、それぞれの面積で費用負担をしているという状況にございまして。また、排水施設維持管理負担金につきましては、本来、農業用水路が市街化が進むにつれ、都市下水がやはり農業用水路に流れ込む要素がございまして。そのような形の中で、維持管理上必要な費用、これを各市関連市との関係、それと地元におけます水路の延長等をこれらを考慮した形の中で負担している状況にあると。

もう1点、冬期送水維持管理負担金ですけれども、これは農業水路におきましては、冬期に用水を求める必要はございませぬ。しかしながら、先ほども申し上げておりますように、都市下水が流れ込んでいる事実もございまして。その中で、やはりその水路の沿線におきましては、

臭気ですとか、水の流れが淀むことによる悪影響、これらを解消をするがために、冬期の期間であっても用水ポンプを、毎日ではありませんけれどもかけていただくこととなります。そういうふうな形の分に負担しておりますのが、冬期送水維持管理負担金と、こういうふうな流れになっております。

水路の管理についての考え方ということですが、私ども、摂津市域には非常にたくさんの水路がございます。これは、ネットワークのように網羅されている状況にあると言ってもおかしくない状況でございます。ですから、1つはその水路を公共下水の雨水に位置づけている部分もでございます。用水も当然、あるいは排水も当然、都市下水も一部流れているという状況であります。ですから、それぞれの機能に対して、できるだけ支障を来さないような形の中で維持管理させていただきたいと、このように考えております。

○山本靖一委員長 長野課長。

○長野建築住宅課長 決算書の35ページの市営住宅使用料についてのお問いでございますけれども、収入未済額536万4,300円の詳細ということでございますけれども、内訳といたしましては家賃が7件、520万4,300円。駐車場使用料が2件の16万円と。合計536万4,300円となっております。

○山本靖一委員長 暫時休憩いたします。

(午後2時59分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

原田委員。

○原田委員 まず、道路占用料でございますが、次長からご答弁いただきましたが、約3,700万、2,400万、2,300万、きちっと関電、あるいはNT

T、ガス管、いわゆる占用されている面積と単価等、きちっと取っていただいていると思うので、これでよしとしておきますが、間違いのないようにひとつお願いを申し上げたいと思います。

それで、多分同一にされていると思うんですが、北摂7市の状況等で、いわゆる単価当たりとか、そういうことで差異があるのかないのか、その辺だけ1点聞かせておいてください。

市営住宅の収入未済額536万4,300円ですが、7戸ということでございますので、かなりの年数分が滞納になっているように思います。経済的な問題からちょっと払えないというようなこともあるんだらうと思いますので、徴収には慎重に維持していただきながら、ひとつ完済をしていただけるように、最大の取り組みをしていただきたいということを要望しながら、ひとつ未済額の解消に取り組んでいただきたいと思います。

優良宅地の部分について、僕が勘違いしとったら申しわけないのですが、それぞれ開発される時点で、ある一定の面積を得ておれば優良宅地というふうにみなされて、それは税控除等を受けられるというようなことを聞いたように覚えておるんですが、そういうことで優良宅地が認定されてきたというふうに思うんですが、今はそういう制度になっておるのか、なっておらないのか、一遍そこらを聞かせていただきたいと思います。

公共公益費用協力金ですね。結構でございます。

道路維持工事費でございますが、事務報告書でございますが、決算にこれもかわる資料として、私どもよく見ておるわけでございますが、できましたら、先ほど次長の方でお答えをいただきましたように、次年度で結構ですから、飛び飛

びに並べるのではなしに、例えば工事費については言われたように、これとこれについては交通安全対策工事だと、これは維持工事だというふうにまとめていただけるようにしない限り、数字が金額が合ってきません。そういうことで質問をいたしましたので、また後日聞かせていただきたいと思います。担当にまた来ていただいて聞きます。

水系施設でございますが、233万1,000円の執行で、せんだん公園ほか3か所ということで4つの公園に、先ほど言われたような維持管理なんです、そういう施設が十分機能しているか、あるいはそういう水系施設に今なっておらないところもあるんじゃないかというふうに思います。昨日、せんだん公園で鳥飼東校区地区の防災訓練がありまして、そちら方に行っておったんですが、子どもたちが水に親しんで遊ぶというような状況にはなっておらないような感じでしたので、もう一度、機器点検の状況等についてお尋ねをいたしたいと思います。わかれば公園ごとの費用もあれば、あるいは一括入札ということであるならばそれで結構ですが、もう少し内容を聞かせていただきたいと思います。

神安の水路管理でございますが、いろいろかかってくる費用に対して、支払負担金を出しておるということでありますが、そういう費用とは別に、水路の安全対策に対して安全柵が講じられておるんですが、この管理が非常に悪いと言え、もう赤さびてそのままの状況のところがたくさんございます。隣の茨木市へずっと見に行きますと、完全に維持管理がされていると。摂津市の水路については全く管理が悪いというふうに感じるわけでございます。これについて、担当として、どのような状況で神安との折衝、

あるいは維持管理をされているのかと思います。

同時に、排水路の管理が先ほどありましたが、これは摂津市のいわゆる排水路維持費のしゅんせつ賃金等、別個支払いをしておるんじゃないかと今感じるんですが、この辺をもう少し、わかりましたら聞かせていただきたいと思います。

それから、街路樹のことでございますが、年2回の剪定を行うということでございますが、27路線、900本の維持管理をされているわけですが、夏期は台風対策で半分ぐらい、10路線ぐらいやっついこうということになります。冬期、いわゆる落ち葉。常緑樹であれば別いいんですが、常緑樹でも春方に全部葉が落ちるわけですけど、落葉樹、特に市道千里丘三島線に植えられておるプラタナスと言うんですか、すべて葉が落ちた後、剪定をします。木を切って枝を払うわけですね。鳥飼の方にも歩道にイチョウを植えていただいております。イチョウもたくさんずっと。これも葉は全部落ちまして、その後、枝切りをされるわけですね。これは12月から3月ということで設定されているので、仕方がないと思うんですが、紅葉については紅葉を楽しむ、目に優しいということもあるんで、今の時期が一番いいと思うんですが、これが木枯らしが吹く時期になれば、すべて道に落ちます。そういうことで、これはまた全く汚い、汚すわけでございます。そういう意味で、いろいろ地域の方々にも落葉した葉っぱに対して、非常に迷惑やというようなことも聞いておりますので、この辺の考え等について、一遍聞かせていただきたいと思います。

それだけで結構です。

○山本靖一委員長 中谷参事。

○中谷都市整備部参事 それでは、優良

宅地についてですけれども、今、委員がおっしゃったように、旧来は確かに造成すれば優良宅地という認定はあったようには記憶いたしておりますけれども、現在では、面積要件、戸数要件等いろいろございまして、それによって優良宅地の認定をしていくと、こういう形になっております。

それと、税制面の優遇があるということなんですけれども、過去においてはかなり税制面の優遇はありました。一般の税率が39%のときには20%に軽減するといつて、かなりメリットがあったんですけれども、現在の優遇制度というのは、今現在たしか譲渡税、市民税を合わせて20%が一般の税率だと認識いたしております。それで、この優良を受けると、たしか2,000万円までは14%、それ以後についてはもう一般と同じだということで、余り税制面でのメリットというのはなくなってきたのかなという思いがあります。それもこれもありまして、今日、優良宅地を認定されるものが少なくなつたと、そのように認識いたしております。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 神安土地改良区への負担金にかかわりまして、神安水路といいますか、水路の管理。その管理対策の中で安全柵が状況として非常に悪いと。これは以前にもご指摘を伺つたところであろうかと思ひます。

このような内容につきまして、私どもも本来安全柵たるものの実態を確認しつつ、状況判断のもとにいろいろ試行錯誤している状況であるんですが、今、現状、確かに維持管理上で見かけが悪い、塗装がはげて、さびが浮き出ている状況、これは非常に見た目にも悪い状況にあるかと思ひます。ただ、私どももできるだけ

今の時期、費用をかけずに施設の管理をしてまいらなければならない状況。毎年、毎年、ところ変わりの状況で、一部、水路の柵が破損しておりますとか、欠落している部分もあると。そういうところに対して発生主義的な管理をしている状況が、今、私どもの状況かなというふうと思ひております。

今後、神安水路のこともありますし、やはり水路の安全柵がさびている程度であるならまだしも、それに対して老朽化が進んでいて、非常に状況的に安全度が劣っているというような状況の部分、この部分につきましては、やはり神安土地改良区とも現地確認した形の中で、今後、どういふふうに進めていけるものか、検討してまいりたいと、このように考えております。

それと、先ほどちょっと出ました水路のしゅんせつに対する人夫賃、この分につきましては、各農業関係者の中で、農業用の用排水路、この分を地区によりましては年1回、あるいは年2回の清掃をしていただいているという状況にあります。これは、もうあくまでも地元の方々でできる範囲というふうな形で、私どもも認識しておりますして、人夫賃につきましても、少額ではありますけれども、市内16地区の農業従事者、あるいは関係者の方が清掃していただいているという状況でございます。そういう形の中で、地元の方々で手に負えない範囲、その部分につきましては、その都度、部分的ではありますけれども、しゅんせつをかけたり、あるいは手では無理な大型ごみなんかの撤去に従事していると、こういう状況にあります。

今後はできるだけ良好な水路が保てますように、維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ

申し上げます。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、占用料、北摂7市でどうなのかというお問い合わせでございますが、一言で申し上げますと7市統一しております。

今までの経過だけ簡単に説明いたしますと、大阪府の市長会のメンバーということで構成されまして、北摂7市におきまして、道路占用料調査小委員会を設置いたしました。これが昭和48年のことでございます。それから検討を重ねまして、51年から実施しております、現在も改定も含めまして、北摂7市におきまして基本となりますのは、当然、土地の価格になるわけでございますが、それもすべて7市持ち寄りまして、7市の平均で土地の単価を出しまして、統一した占用料で徴収しておりますのが現状でございます。

続きまして、街路樹剪定での落ち葉の対策は何かないのか。プラタナス、イチヨウ等でございますが、委員もおっしゃいましたように一番苦慮しておりますのは、今ごろから始まります紅葉でございます。早く刈の方がいいわけなんです、落ち葉対策になるわけなんです、紅葉を害するというところでとめられる部分。それで、いつごろから紅葉が始まるかということで予測をしましても、天候等に左右されまして、予測が合わないということがございます。できるだけ紅葉も見、落葉も終わる前に刈っていきたいということについては、努力しておりますのが現状でございます。

ただ、イチヨウだけを申し上げますと、イチヨウは現在730本ございます。現在どういうふうにして刈っておるかといいますと、イチヨウだけは新在家鳥飼上線に植えられておる街路樹でございまして、それを3年周期で刈っておるのが現状でございます。ですので、簡単に言うたら、単年約ですが240本程度。3年をもちまして大体すべての730本が剪定できるということになりますので、剪定しないところについては、紅葉し、勝手に落葉しというようなことで、2年間はあくということ、その後の清掃を沿道住民の方の協力を得ながら、年4回の車道の清掃等に合わせてやっておりますのが現状でございます。

て、それを3年周期で刈っておるのが現状でございます。ですので、簡単に言うたら、単年約ですが240本程度。3年をもちまして大体すべての730本が剪定できるということになりますので、剪定しないところについては、紅葉し、勝手に落葉しというようなことで、2年間はあくということ、その後の清掃を沿道住民の方の協力を得ながら、年4回の車道の清掃等に合わせてやっておりますのが現状でございます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 水系施設の委託の内容でございますけれど、まず実施時期でございますけれど、6月、8月、12月、2月の年4回実施しております。

内容につきましては清掃業務と、もう一つは点検業務といたしまして、ポンプ機器の作動状況、それから電気施設の関係をチェックしております。

個々の公園ごとに、どれぐらい経費がかかっているかということでございますけれど、せんだん公園としば公園と鶴野第1公園につきましては、ほぼ同額の大体52万円ぐらいです。市場池のオアシス広場につきましては、音楽噴水とジャブジャブ池と、もう1個水流機がございます。その関係で77万1,000円という形の内訳になってまいります。

以上で、トータルで233万1,000円の経費がかかっております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 優良宅地制度でございますが、こういう制度があるというのに余り活用しないということでございますが、一方考えれば、不良とは言いませんけれども、基準を満たさない狭い宅地がどんどん開発されてきているというところで、前にも申し上げましたように、緑の確保もできないというような状況では、やっ

ぱりいけないと思うので、できるだけ優良宅地の制度そのものが活かされるような取り組みを、引き続きやっていただけたらありがたいなと思うんですが、これも答弁は結構です。

神安土地改良区の方へ、宮川次長、済みませんが、再三、私ども要望もいたしておりますけれども、なかなか聞いていただけないということが、面積も広いということであるんですけれども、できれば市の方で肩代わりをしてでも、市民が通行する道路の際にある水路敷、全然人が通らないようなところもありますので、そういうところについては、ひとつ早急に実施できるように、何とか創意工夫を凝らしてやっていただけたら、ありがたいと思います。

道路の剪定でございますが、3年周期でやるということでございますが、費用を捻出していただいて、あるいは夏の部分についてはカットをして、その分を冬に回していただいて、やはり維持管理を図っていただけたらなと思っております。

一方、国体跡地のスポーツ広場の周辺の地域については、地域で頑張らせていただいております。先日もたくさん人が出ていただいて管理をしていただいているわけですが、そういうところはいいいんですが、できない地域については清掃を十分していただきながら、先に落ちるまでに、ひとつ手を打っていただきたいなと、業者と十分協議をしていただきたいと思っております。

それから、せんだん公園ほか3件の水系のポンプ、維持管理ですね。多分、入札されていると思うんですけれども、貴重な財源を持ってしておるところでございますので、十分、有効的に、そして趣旨が活かされるようにしていただきたいなと思っております。平和公園は入って

おったんですか。平和公園は入っていないんですね。後で結構でございますが、平和公園の方にこの間行きましたら、全くこの施設が活用されておらなくて、花壇に変わっていつているような状況でございますので、それが含まれておることであるならば、もう少し見直しをしていただきたいなと思っておりますので、そのことをあわせて、もう一回ご答弁いただきたいと思っております。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 平和公園の件でございますけれど、実は行財政改革の第2次実施計画のときに、平和公園の見直しを考えておりました、実はかなり漏水がひどくて、配管もかなり傷んでおります。その関係で、実際、補修したらどれぐらいかかるのかなということで概算を出しますと、約1,000万円以上の価格が出てきました。その関係で、これを維持補修して動かすかどうかという形の中で検討しましたところ、ちょっと今の時点ではしんどいなということで、実は平和公園については、現在、休止させてもらっております。将来、また財政が好転しました折には、今現在、花壇にしているのはなぜかといいますと、皆さん方にはちょっとでもやっぱり花に親んでもらおうと。何もしないでそのままにほっとくというのも何かあれですので、一応、緑化の方でもって花壇をして、皆さん方にも花を楽しんでもらっているんですけど、将来、財政が好転すれば、即、再開するという形で今考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

きょうはこの程度にとどめたいと思います。

(午後3時52分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 木村勝彦